

マイナンバー制度とデジタル化のこれから

令和2年12月10日

内閣官房番号制度推進室
兼内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室

内閣参事官 笹野 健

デジタル改革関係閣僚会議（令和2年9月23日） 菅総理発言

今回の新型コロナウイルスへの対応において、国、自治体のデジタル化の遅れや人材不足、不十分なシステム連携に伴う行政の非効率、煩雑な手続きや給付の遅れなど住民サービスの劣化、民間や社会におけるデジタル化の遅れなど、デジタル化について様々な課題が明らかになりました。

この政権においては、かねて指摘されてきたこれらの課題を根本的に解決するため、行政の縦割りを打破し、大胆に規制改革を断行します。そのための突破口として、デジタル庁を創設いたします。

この新たな組織の創設により、国、自治体のシステムの統一・標準化を行うこと、マイナンバーカードの普及促進を一気呵成（かせい）に進め、各種給付の迅速化やスマホによる行政手続きのオンライン化を行うこと、民間や準公共部門のデジタル化を支援するとともに、オンライン診療やデジタル教育などの規制緩和を行うことなど、国民が当たり前で望んでいるサービスを実現し、デジタル化の利便性を実感できる社会をつくっていきたいと考えます。

そのため、デジタル庁は、強力な司令塔機能を有し、官民を問わず能力の高い人材が集まり、社会全体のデジタル化をリードする強力な組織とする必要があります。

そのための検討を加速し、年末には基本方針を定め、次の通常国会に必要な法案を提出したいと思います。あわせて、デジタル分野における重要法案であるIT基本法の抜本改正も行う予定です。

デジタル庁の創設は、我が国の経済・社会の大きな転換につながる改革であり、今までにないスピードで取り組む必要があります。平井デジタル改革担当大臣は、この改革の中心として、様々な壁を突破し、思い切った舵（かじ）取りを行っていただきたいと思います。また全ての閣僚においては、この大きな改革を全力で協力していただくよう、お願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大により浮き彫りとなったデジタル化への課題

新型コロナウイルス感染症拡大により、社会が変容する中、多様な分野でデジタル化への課題が浮き彫り。

経済・生活

【影響】

- ・ サプライチェーンの一部断絶、物資不足
- ・ 工場、飲食店等の休業、イベント自粛



オンライン手続の不具合、
国と地方のシステムの不整合

等

行政

【影響】

- ・ 感染症対応で初の緊急事態宣言の発動
- ・ 給付金や助成金等支援策に係る申請が膨大



オンライン手続の不具合、
国と地方のシステムの不整合 等

働き方

【影響】

- ・ テレワーク増加、Web会議増加
- ・ テレワークが難しい業務の顕在化



押印手続等、テレワークの阻害要因の顕在化

等

医療

【影響】

- ・ 現場負担増、現場要員不足、医療資材不足
- ・ 医療機関のクラスター化懸念
- ・ オンライン診療の時限的な拡大



陽性者報告のFAXでの申請などデジタル化の遅れ 等

教育

【影響】

- ・ 全国的な学校の臨時休業
- ・ 臨時休業等に伴い登校できない児童生徒の学習指導の必要性



オンライン教育に必要な基盤、ノウハウの不足 等

防災

【影響】

- ・ コロナ感染拡大時における災害対応の可能性
- ・ 自治体等現場の負担増加



マイナンバーカードによる罹災証明発行、
AI活用等による被災者・現場負担軽減の必要性 等

特別定額給付金事業の概要

1. 事業の実施主体と経費負担

- ・実施主体は市区町村
- ・実施に要する経費（給付事業費及び事務費）については、国が補助（補助率10/10）

令和2年度補正予算

- ・事業費：12兆8,803億円
（給付事業費 12兆7,344億円）
（事務費 1,459億円）

2. 給付対象者

- ・基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に登録されている者

（※）受給権者は、その者の属する世帯の世帯主

3. 給付額

- ・給付対象者1人につき10万円

※9月25日までに

約12.66兆円を給付
（予算額の99.4%）

4. 受付及び給付開始日

- ・市区町村において決定 （※）緊急経済対策の趣旨を踏まえ、可能な限り迅速な支給開始を目指すことを要請。
- ・申請期限は、郵送申請方式の申請受付開始日から3か月以内

（※）7月豪雨被災団体会で特例により期限を延長している団体以外は既に期限を迎えている。

（給付金の申請・給付の流れ）

① 郵送申請

住民基本台帳などの情報を用いて、**申請書用紙**、**送付用封筒**を作成して、全世帯へ送付



申請書用紙のプレ印字事項を確認し、**申請書**を完成させ、**返信用封筒**に封入して市区町村に返送



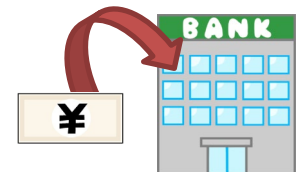
市区町村は、申請内容を確認の上、**申請書**に記載された**振込先口座**に世帯の人数×10万円を振込

② オンライン申請

マイナンバー制度のインフラを活用

申請サイト（マイナポータル）にアクセスし、**申請書**を作成して、マイナンバーカードで電子署名し、送信

申請書用紙を待たず、速やかに、申請可能



特別定額給付金と定額給付金(平成20年度)との比較

(単位:団体数累計)

国予算成立 からの経過状況	特別定額給付金 (1,741市区町村) 【国予算成立:令和2年4月30日】				定額給付金 (1,795市区町村) 【国予算成立:平成21年1月27日】			
	郵送申請の開始状況		給付状況		郵送申請の開始状況		給付状況	
	郵送開始	給付開始	給付済み金額	給付率	郵送開始	給付開始	給付済み金額	給付率
0.5ヶ月	1,062 (61.0%)	242 (13.9%)	—	—	0 (0%)	0 (0%)	調査未実施	
1.0ヶ月	1,735 (99.7%)	1,463 (84.0%)	—	—	3 (0.2%)	0 (0%)		
1.5ヶ月			6.94兆円	54.5%	130 (7.2%)	11 (0.6%)		
2.0ヶ月			9.73兆円	76.4%	731 (40.7%)	197 (11%)		
2.5ヶ月			11.58兆円	90.9%	1,529 (85.2%)	575 (32.0%)		
3.0ヶ月			12.32兆円	96.8%	1,762 (98.2%)	1,388 (77.3%)		
3.5ヶ月			12.52兆円	98.3%	1,792 (99.8%)	1,703 (94.9%)		
4.0ヶ月			12.59兆円	98.9%	1,795 (100%)	1,795 (100%)		
4.5ヶ月							1.77兆円	90.6%
5.0ヶ月								
6.0ヶ月								
7.0ヶ月								
8.0ヶ月								
9.0ヶ月								
10.0ヶ月							1.94兆円	98.9%

特別定額給付金のオンライン申請における課題と対応

① 事前準備

- ・マイナンバーカードの取得
- ・署名用電子証明書の発行、更新
- ・6～16桁の暗証番号の準備



【生じた課題】

- ・暗証番号の誤入力によるロック解除、署名用電子証明書の発行や更新(※)などのため、自治体の窓口が混雑

※有効期限は5年であり、引越しの際にも手続きが必要
※カードの新規申請者の来庁も増加

② オンライン申請

- ・申請者がマイナポータルで以下を入力
 - ・申請者(世帯主)の氏名、住所、生年月日
 - ・申請する給付対象者(世帯主、家族)の氏名
 - ・受取口座情報(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義)
- ・マイナンバーカードをかざし、6～16桁の暗証番号を入力

【生じた課題】

- ・申請者による誤入力
- ・自治体職員による申請データと給付対象者リストとの突合・確認の手数

<市区町村における申請の処理>



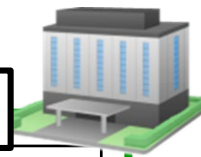
申請データ

世帯主氏名	住所	生年月日	世帯員			銀行名	支店名	口座区分	口座番号	口座名義(カナ)
渡辺 一郎	港区赤坂1-1-1	昭和50年1月1日	花子	太郎	...	◆銀行	○支店	当座・普通	1234567	ワタナベ イチロウ

自治体職員による突合・確認

給付対象者リスト(自治体の住基システムから抽出・作成)

No	世帯主氏名	住所	生年月日	世帯員		
1	渡辺 一郎	港区赤坂1丁目...	昭和50年1月1日	花子	太郎	...
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮



指定金融機関へ振込依頼



喫緊に取り組むべき事項

コロナで顕在化した課題への対応のため、行政の縦割りを打破するデジタル施策を展開

○ デジタル社会のパスポートたる「マイナンバーカード」の更なる活用

- 強靱な社会経済構造の一環として、マイナンバーカード・マイナンバーを基盤としたデジタル社会の構築を進める：
 - ・ マイナンバーカードについての丁寧な説明・普及促進
 - ・ 各種免許・国家資格との一体化について検討

○ 迅速な給付の実現

- 給付金等におけるデジタル手続・事務処理・早期給付の実現
- 公金振込口座の設定を含め預貯金口座とマイナンバーの紐づけの在り方

○ コロナ禍での臨時措置の定着・拡充

- ・ 臨時措置として取り入れた、テレワーク、学校、医療などのオンライン化を、後退させることなく定着・拡充させていく

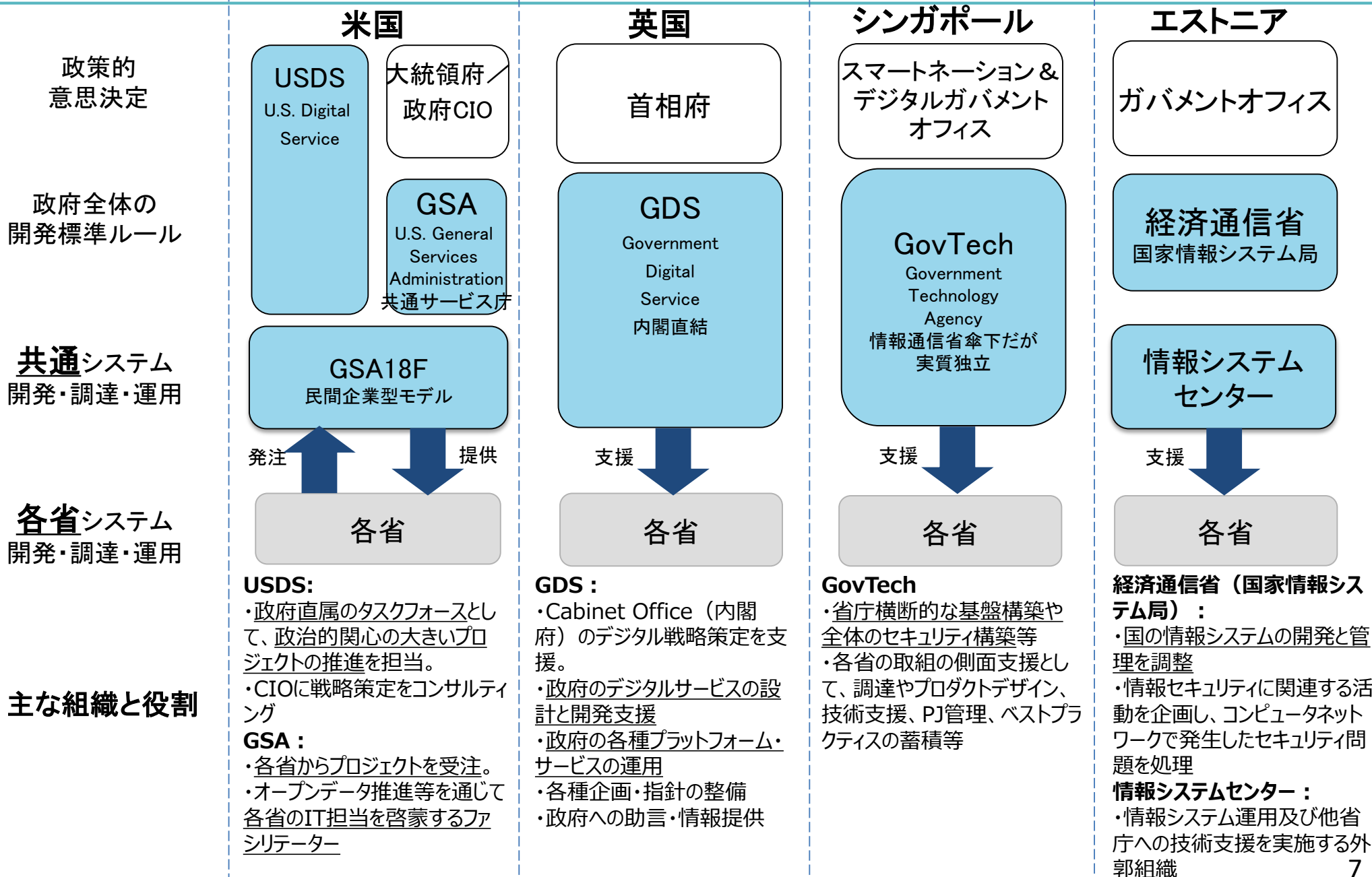
○ 国と地方を通じたデジタル基盤の構築

- 各府省、地域でバラバラとなっている情報システムの標準化・共通化や、クラウド活用の促進等を進める



多様な人材を集め、従来の役所とは一線を画した
次のデジタル社会をリードする強い組織を立ち上げる必要がある

諸外国のデジタル関連組織の体制



デジタル改革関連法案準備室の職員への菅総理訓示（令和2年9月30日）

皆さんにおかれましては、デジタル庁創設のためにこうしてお集まりいただきましたことに感謝と御礼を申し上げます。行政の縦割りを打破し、大胆に規制改革を断行する。正に新しい成長戦略の柱として、我が国の社会経済活動を大転換する改革であると思っています。この暮れまでには、正にその内容を加速し、そして来年の通常国会に法案を提出させていただきたい、こう思っています。正にお集まりの皆さんの準備室でこの改革が始まるわけであります。出身省庁の省益を考えない、前例主義を考えない、そうした中で、正に未来につながる改革に向けて、皆さんのお力をよろしくお願い申し上げる次第でございます。準備室長に平井大臣が就任するわけでありますから、その意気込み、是非、皆さんも全く同じだと思います。経済社会の大転換、この場からスタートする、そうした強い思いで頑張ってくださいますことを心から期待して、私の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1. 業務システム

【現状】政府情報システムは、3つに類型化され、一定の範囲でIT室・総務省が関与。

⇒ 業務効率化と利便性向上を図るため、政府情報システムを新たな基準で分類し直すとともに、デジタル庁が政府情報システム全体の整備方針を作成し、横断的に政府情報システムに関与する方向で検討。

2. 地方共通のデジタル基盤

【現状】地方公共団体の基幹系情報システム(住民基本台帳、地方税等)について、2025年度末までに標準準拠システムに移行するよう対応中。

⇒ 人的・財政的負担を減らし、サービスの利便性向上を図るため、全国規模のクラウド移行に向けて、デジタル庁が標準化に関する総合調整、政府全体の方針を策定する方向で検討。

3. マイナンバー

【現状】マイナンバー制度について、内閣官房、内閣府、総務省等が役割分担して対応中。加えて、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)がマイナンバーカードの発行等の事務を担っている。

⇒ デジタル庁がマイナンバーカードの普及を含むマイナンバー制度全般の企画立案を行う方向で検討。また、J-LISの体制について、国の責任と関与の下で強化する方向で検討。

4. 民間のデジタル化支援

【現状】総務省、経済産業省が、業所管府省を側面支援する形でモデル事業や支援ツールの開発等を実施。また、民間事業者向け基盤整備として、政府電子調達システム、GビズID、Jグランツ等を整備・運用。

⇒ 民間事業者向け基盤整備として実施する上記システム等について、デジタル庁に移管するとともに、各府省等の取組を強く後押しし、民間領域のDXを進めるための具体的な方策について検討。

5. 準公共部門のデジタル化支援

【現状】準公共部門(医療・教育・防災)については、所管府省が、所管業務の一環として情報システムの構築・運用等のIT施策を実施。IT室の関与は助言にとどまる。

⇒ 政府情報システムと同様、デジタル庁が準公共部門の情報システムに関する整備方針を作成するとともに、デジタル化を促す具体的な方策について検討。

6. データ利活用

【現状】国・自治体・準公共分野の情報システムのID管理、ログイン機能、データベース等は、システム毎に別個に開発・実装。ID管理、本人認証、電子証明等の制度は整備されているが、個別システムへの導入は担保されていない。

⇒ デジタル庁が共通機能(ベース・レジストリ、本人認証、官民データ連携ツール等)を一元的に企画立案・整備し、各府省・自治体等がこれを利用する方向で検討。

マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ

概 要

- 6月23日、デジタル・ガバメント閣僚会議の下に、官房長官の指示により設置。
- 「今般の新型コロナウイルス感染症対策の経験を踏まえ、緊急時の迅速・確実な給付の実現など、マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善を図る」ことを目的とする。
- 6月30日、第2回会議において、「課題の整理」を取りまとめ、9月25日、第3回会議において討議を実施したところ。
- 年末までに新たな工程表を策定するとともに、できる限り前倒しで取り組むこととし、速やかな実現を図ることとされている。

検討課題

- 1 マイナンバーカードの利便性の抜本的向上
- 2 マイナンバーカードの取得促進
- 3 マイナンバー制度の利活用範囲の拡大
- 4 国と地方を通じたデジタル基盤の構築（情報システムの統一・標準化、クラウド活用の促進等）
- 5 マイナンバー制度及びデジタル・ガバメントに係る体制の抜本的強化

1. マイナンバーカードの利便性の抜本的向上

- 国民のデジタル活用度に応じた多様な手段(地域の支援体制、オンライン処理等)の確保
- カード機能(公的個人認証サービス)の抜本的改善(スマートフォンへの搭載、クラウド利用、レベルに応じた認証、民間ID との紐づけ等)
- マイナポータルなどのUX(ユーザー・エクスペリエンス)・UI(ユーザー・インターフェース)の最適化
- 民間利用の拡大(マイナポイントの官民連携、民間サービスとの連結等)
- 生体認証などの暗証番号に依存しない認証の仕組みの検討
- 本人同意に基づく基本4 情報等の提供の検討
- マイナポータルをハブとしたデジタル・セーフティネット構築(民間情報と電子申請等の連携、税(所得情報)と社会保障の連携等)の検討

2. マイナンバーカードの取得促進

- カードの発行・更新等が可能な場所(申請サポートを含む。)の充実(郵便局・金融機関、コンビニ、病院、学校、運転免許センター、携帯会社等)
- 未取得者へのQR コード付きのマイナンバーカード申請書の送付とオンライン申請の勧奨
- 市町村国保や後期高齢者医療制度等の健康保険証更新時のカード申請書の同時送付
- マイナポイント、行政手続の優先処理などインセンティブとの有効な組み合わせ
- マイナンバーカード取得者の増加に伴うマイナポータル認証機能やカード生産・管理体制の強化

3. マイナンバー制度の利活用範囲の拡大

- 多様なセーフティネット: 児童手当、生活保護等の情報連携等の改善の検討
- 教育: 学校健診データの保管、GIGA スクールにおける認証手段等の検討
- 金融: 公金受取口座、複数口座の管理や相続等の利便向上、ATM による口座振込(マネロン対策・特殊詐欺対策)、預貯金付番の在り方の検討
- 各種免許・国家資格等: 運転免許証その他の国家資格証のデジタル化、在留カードとの一体化、クラウドを活用した共通基盤等の検討

4. 国と地方を通じたデジタル基盤の構築

- マイナンバー関連システム(マイナンバー管理システム、マイナポータル等)、住基ネット、自治体システム群の政府関係システムを含めたトータルデザイン
- 民間との相互連携の強化(API 利用の促進)・官民接続基盤の整備(携帯会社、会計ソフト、金融機関等)・民間の顧客サービスにマイナンバー制度が活用しやすいシステムの構築
- 自治体の業務システムの統一・標準化の加速策
- オンラインによる手続きの完結、即日給付、オンライン手続きにおける「世帯」の扱い、多様な住民サービス等に対応したシステム環境整備
- デジタル・ガバメントに係る新規施策の先進自治体等を通じた実証と段階的な展開
- クラウドやオープン・イノベーションの活用、システムの内製化等によるコストパフォーマンスの実現
- 病床管理、感染症情報、災害情報等の全国のリアルタイムの情報基盤の整備と公的な数量データのFAX等の利用の見直し
- マイナンバーカードを活用した自治体と住民による情報の相互活用(健康情報、電力使用量等)
- 固定資産課税台帳とその他の土地に関する各種台帳等の情報連携等の検討
- 国と地方の申請受付システム等の一元化や国と地方の役割分担の見直しの検討

5. マイナンバー制度及びデジタル・ガバメントに係る体制の抜本的強化

- 国・地方のデジタル基盤構築とIT 戦略推進体制の強化・IT 人材採用の増強
- カードの発行・運営体制の抜本的強化(JLIS の体制強化、専門性向上、国の関与等)
- 24 時間365 日、安定稼働できる仕組み
- システムリスク管理の強化(リリースプロセスの確立、品質管理の強化等)
- 情報セキュリティや個人情報保護の強化・ルールの標準化
- 海外でも利用可能となるように、マイナンバーカードへの日本国政府、西暦、ローマ字の表記、読み仮名の法制化等の検討
- 国の情報システム関係予算・調達等の一元化の加速化、地方を含めた検討

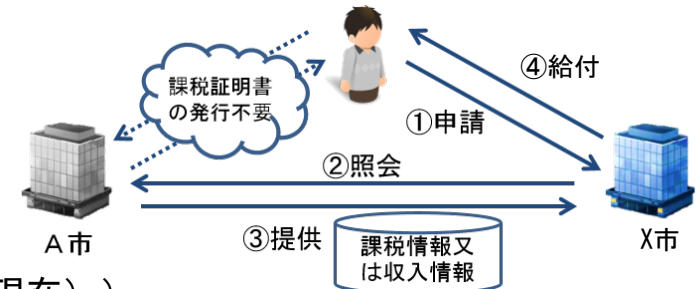
マイナンバーによる情報連携

○各種手続の際に住民が行政機関等に提出する書類(住民票、課税証明書等)を省略可能とするなどのため、マイナンバー法に基づき、異なる行政機関等の間で専用のネットワークシステムを用いた個人情報のやり取りを行う。

1. 経緯

- ・平成27年10月 国内全住民に付番
- ・平成28年1月～ 国税・地方税・社会保障関係手続(年金関係を除く)において利用開始
- ・平成29年11月～ 情報連携の本格運用開始(約850手続)
- ・平成30年10月～ 情報連携の拡充(約1,200手続)
- ・令和元年7月～ 年金関係手続の情報連携の本格運用開始(約2,050手続(現在))

【事例】児童手当の申請(A市からX市に転居した場合)



2. 効果の発現

○ある地方公共団体の例

Before



- 個人住民税の遠隔地扶養認定の照会件数 約25,000件／年
(毎年夏頃、50人の職員が4時間をかけて照会文書の封入・発送事務に従事(段ボール箱:10箱分))
- 転出した住民に係る保育料等の認定に必要な課税証明書の作成・発送 約25,000件／年
(1件ずつ依頼文書を確認し、郵送等で発送)
- 転居した住民に係る介護保険料認定等のために必要な所得情報の回答件数 約30,000件／年
(1件ずつ内容を確認し、郵送等で文書回答)



After

パソコンでスムーズな事務処理が可能に。

膨大な量のペーパーを見なくてよかったわー!



行政職員



市民向けの手続も早くなったわ

(参考) マイナンバー制度の情報連携に伴い省略可能な主な書類の例【年金関係手続以外】

申請項目	申請先	省略可能な書類の例	申請項目	申請先	省略可能な書類の例
保育園や幼稚園等の利用に当たっての認定の申請(子ども・子育て支援法)	市町村	生活保護受給証明書	特別児童扶養手当の支給の申請 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律)	都道府県・市町村	住民票
		児童扶養手当証書			課税証明書
		特別児童扶養手当証書	障害福祉サービスの申請 (障害者総合支援法)	市町村	住民票
		課税証明書			課税証明書
		障害者手帳			生活保護受給証明書
児童手当の申請 (児童手当法)	市町村	課税証明書			障害者手帳
		住民票	障害者・児に対する医療費助成の申請 (障害者総合支援法)	都道府県・市町村	住民票
奨学金の申請 (独立行政法人日本学生支援機構法)	日本学生支援機構	生活保護受給証明書			課税証明書
		雇用保険受給資格者証			生活保護受給証明書
		障害者手帳			特別児童扶養手当証書
		課税証明書			障害者手帳
特別支援教育就学奨励費の申請 (特別支援学校への就学奨励に関する法律)	都道府県教育委員会	住民票	介護休業給付金の支給の申請 (雇用保険法)	ハローワーク	住民票
		課税証明書			住民票
		生活保護受給者証明書	保険料の減免申請 (介護保険法)	市町村	課税証明書
児童扶養手当の申請 (児童扶養手当法)	都道府県・市町村	住民票			生活保護受給証明書
		課税証明書	出産育児一時金の申請 (健康保険法)	健康保険組合等	住民票
		特別児童扶養手当証書			住民票
		障害者手帳	公営住宅の入居の申請 (公営住宅法)	都道府県・市町村	住民票
生活保護の申請 (生活保護法)	保護の実施機関(都道府県・市等)	課税証明書			課税証明書
		雇用保険受給資格者証			生活保護受給証明書
		児童扶養手当証書			障害者手帳
		特別児童扶養手当証書			

(参考) マイナンバー制度の情報連携に伴い省略可能な主な書類の例【年金関係手続】

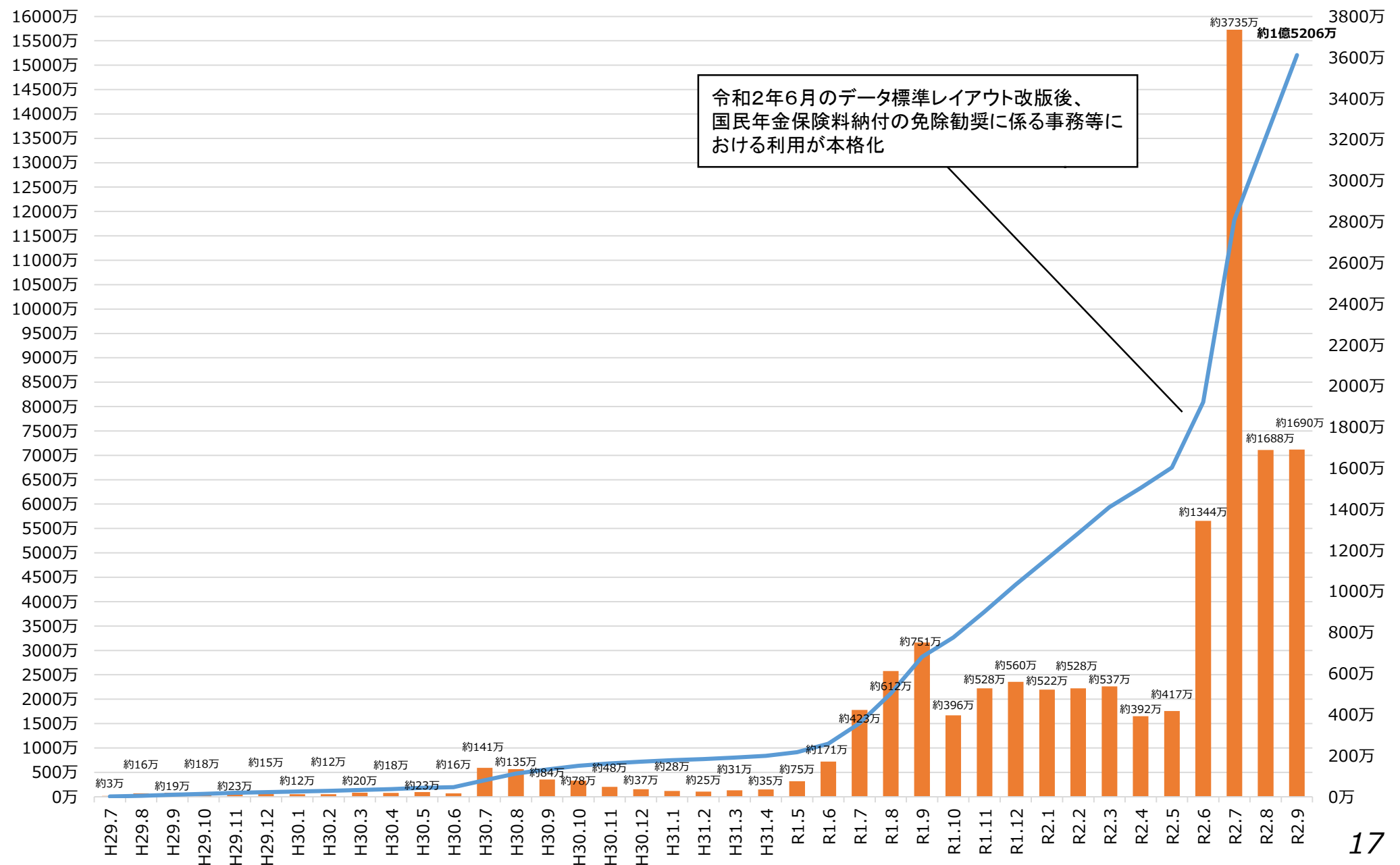
申請項目	申請先	省略可能な書類の例	申請項目	申請先	省略可能な書類の例
国民年金保険料の免除・納付猶予の申請 (国民年金法)	日本年金機構	住民票	児童扶養手当の申請 (児童扶養手当法)	都道府県・市町村	年金額改定通知書
		課税証明書			年金証書
国民年金保険料の学生納付特例の申請 (国民年金法)	日本年金機構	課税証明書	障害者・児に対する医療費助成の申請 (障害者総合支援法)	都道府県・市町村	年金額改定通知書
各種年金の裁定請求 (厚生年金保険法、国民年金法等)	日本年金機構	住民票			年金振込通知書
		課税証明書	生活保護の申請 (生活保護法)	保護の実施機関 (都道府県・市等)	年金額改定通知書
年金受給者の各種届出の審査(年金額改定請求書、加算額開始事由該当届、支給停止事由消滅届) (厚生年金保険法、国民年金法等)	日本年金機構	住民票			年金振込通知書
		課税証明書	精神障害者保健福祉手帳の交付申請 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)	都道府県・ 政令指定都市	年金証書
障害基礎年金(20歳前の傷病によるもの)受給者の所得確認 (国民年金法)	日本年金機構	所得状況届			年金振込通知書

(注) 個別の事務手続の際には、各地方公共団体・行政機関のパンフレット、ホームページ等を必ずご確認ください。

情報提供件数の状況（試行運用開始～令和 2 年 9 月末）

【累計】折れ線グラフ

【月ごと】棒グラフ



情報連携の現状

✓ 情報提供件数

○平成29年7月18日から令和2年10月15日までの情報提供件数は、158,725,396件

・過去最大の一日当たりの情報提供件数は、約272.7万件（R2.7.16）

・過去最大の一週当たりの情報提供件数は、約998.1万件（R2.7.10～R2.7.16）

・過去最大の一月当たりの情報提供件数は、約3,735万件（R2.7）※月ごとの件数及び累計件数については、次ページ参照

○令和2年6月15日のデータ標準レイアウト改版以降の情報提供件数は、一週当たり平均約492.6万件

※なお、改版前（令和元年6月17日のデータ標準レイアウト改版（R1.6.17～R2.6.14））の情報提供件数は、一週当たり平均約116.4万件

✓ 照会・提供されている主な事務・特定個人情報

○情報照会している主な事務及び件数（H29.7.18～R2.10.15）

No	事務名 [別表第2項番号]	件数
1	年金給付関係事務（国民年金法） [48]	87,807,062
2	年金生活者支援給付金支給関係事務 [117]	12,902,736
3	高等学校等就学支援金支給関係事務 [113]	11,951,323
4	年金給付関係事務（厚生年金法） [35]	11,874,068
5	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収関係事務 [42]	4,915,496

○情報提供されている主な特定個人情報及び件数（H29.7.18～R2.10.15）

No	特定個人情報 [特定個人情報番号]	件数
1	住民基本台帳関係情報 [1]	87,368,614
2	地方税の課税情報 [2]	62,402,826
3	年金給付支給・徴収関係情報 [64]	4,249,294
4	年金給付支給関係情報 [53]	1,649,544
5	雇用保険給付支給関係情報 [55]	1,288,091

マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善WG (令和2年9月25日) 菅内閣総理大臣発言要旨 (抜粋)

また、オンラインで確実な本人確認ができ、デジタル社会に不可欠なマイナンバーカードについては、ようやく普及率が2割を超えました。今から2年半後の令和4年度末には、ほぼ全国民に行き渡ることを目指し、普及策を加速してまいります。このために、カードをお持ちでない方に改めてQRコード付きの申請書を早急にお送りするとともに、5,000円分の買い物ができるマイナポイントについて、国民への周知徹底をし、来年3月から始まるマイナンバーカードの健康保険証利用について、利用が加速されるように取り組んでまいります。

マイナンバーカードの普及の全体スケジュールについて

令和2年10月13日
地方六団体と総務大臣
との意見交換会

(令和元年9月3日 デジタル・ガバメント閣僚会議にて提示)

全体スケジュール

マイナンバーカード交付枚数(想定)			マイナンバーカードの健康保険証としての医療機関等の利用環境整備(抜粋)	
2020年 7月末	3000～4000万枚	マイナンバーカードを活用した消費活性化策に向けて	2020年 8月	詳細な仕様の確定、各ベンダのソフト開発を受け、医療機関等におけるシステム整備開始
2021年 3月末	6000～7000万枚	健康保険証利用の運用開始時	2021年 3月末	健康保険証利用の本格運用 医療機関等の6割程度での導入を目指す
2022年 3月末	9000～10000万枚	医療機関等のシステム改修概成見込み時	2022年 3月末	2022年診療報酬改定に伴うシステム改修時 医療機関等の9割程度での導入を目指す
2023年 3月末	ほとんどの住民がカードを保有		2023年 3月末	概ね全ての医療機関等での導入を目指す

取組方針等

マイナポイントを活用した消費活性化策
(令和2年度に実施)

マイナンバーカードの健康保険証利用
(令和3年3月から開始)

全業所管官庁等を通じた計画的な取組

市区町村における交付円滑化計画の策定

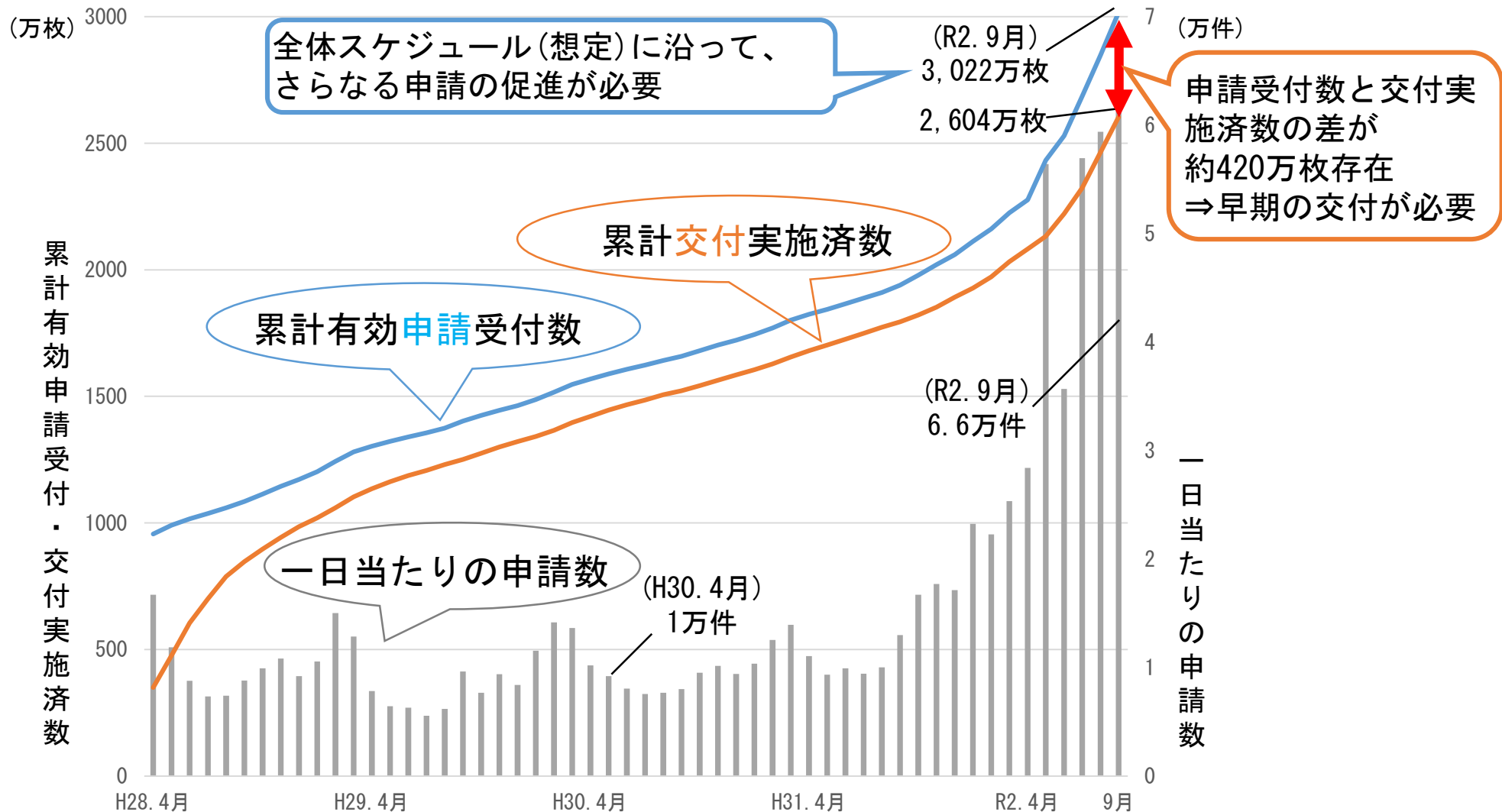
国家公務員・地方公務員等の取得の促進

マイナンバーカードの普及に向けた広報

マイナンバーカードの申請・交付状況

令和2年10月13日
地方六団体と総務大臣
との意見交換会

昨年度までの申請件数は約1万件／日であったが、マイナポイント事業のPR等により、現在は約7万件／日に急増している。

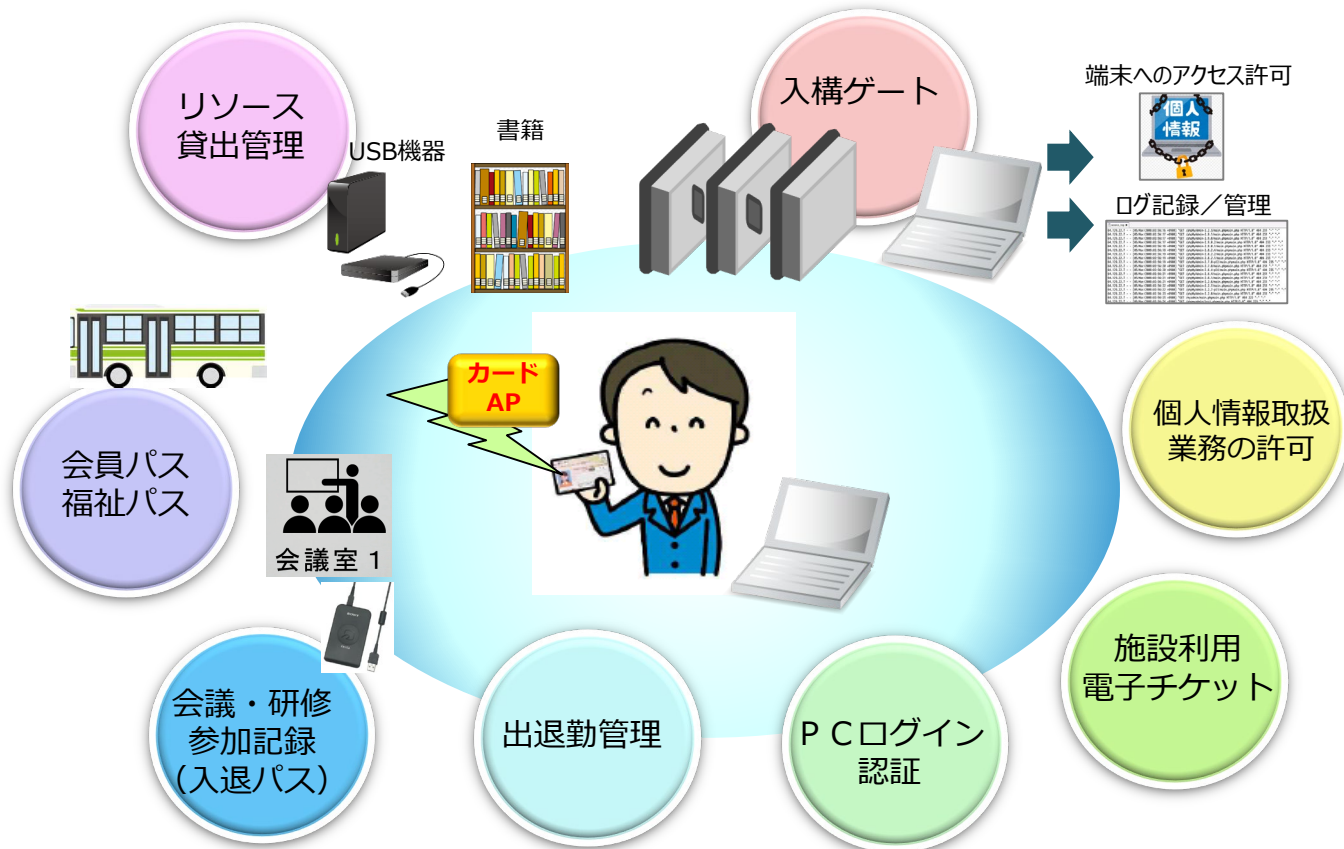


(注) 令和2年3月以前の有効申請受付数の数値は推計。

マイナンバーカードのICチップ内の空き領域の活用について

- マイナンバーカードのICチップ内の空き領域は、カードアプリケーション(以下「カードAP」という。)を搭載することで、顧客向けの様々なサービスに利用することができる。
- カードAPを搭載するシステム及び情報を読み書きするソフトウェアは、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)で提供しており、個別にカードAPを搭載するシステムを用意する必要がないため、導入及び運用コストが削減できる。
- カードAPを搭載することで、マイナンバーカード1枚で様々なサービスが受けられるようになる。

<マイナンバーカードの空き領域の活用例>



<空き領域の活用によるメリット>

マイナンバーカードを使用するため新規のカード作成は不要

国際規格に準拠、セキュリティの高いマイナンバーカード利用

経費を抑え使い勝手の良いクラウドも利用可能

複数のサービスをマイナンバーカード1枚に集約できる

カードの有効期限が10年間、長期にわたり継続利用できる

マイナンバーカードの空き領域の利活用状況

【令和元年9月2日現在】

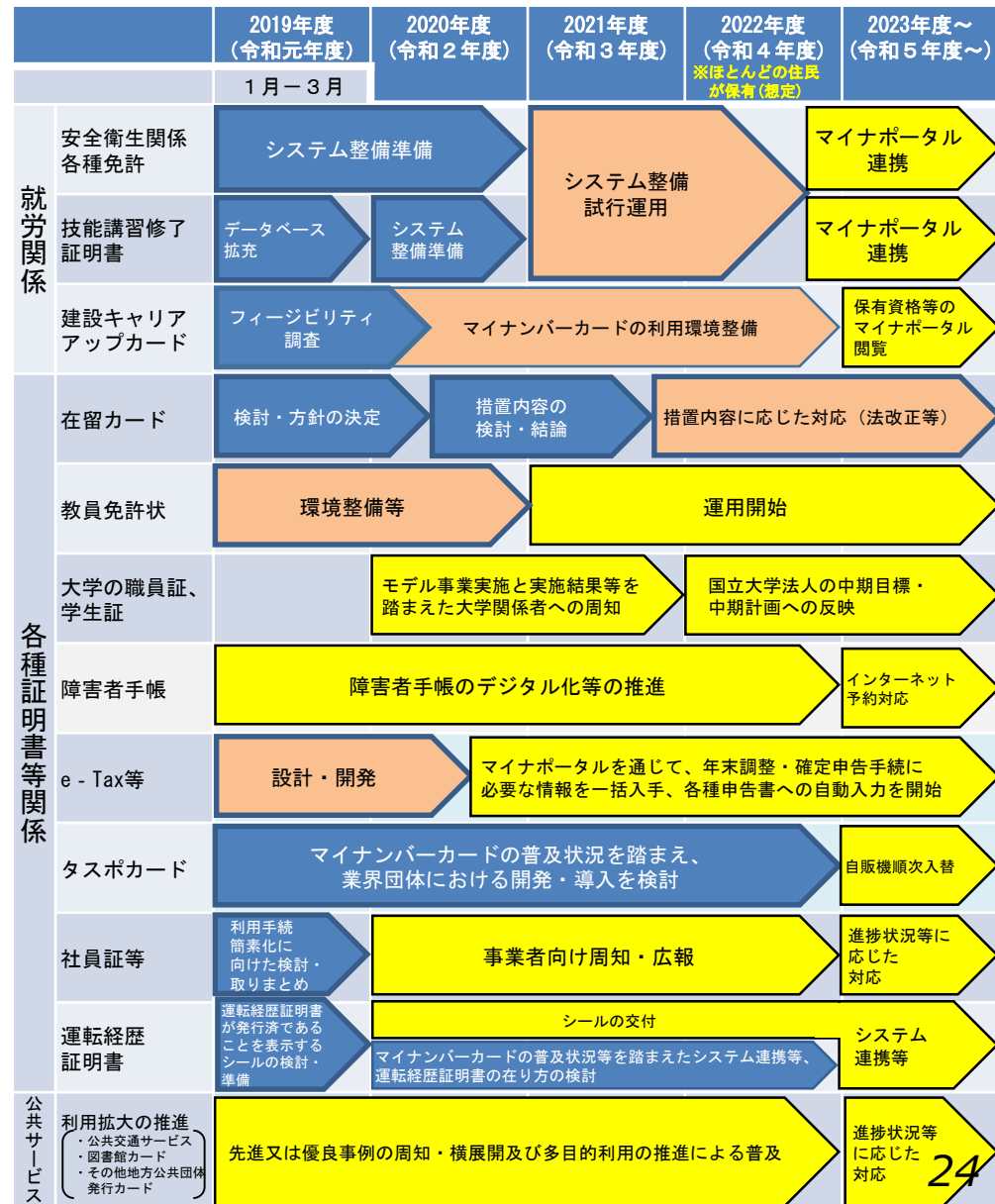
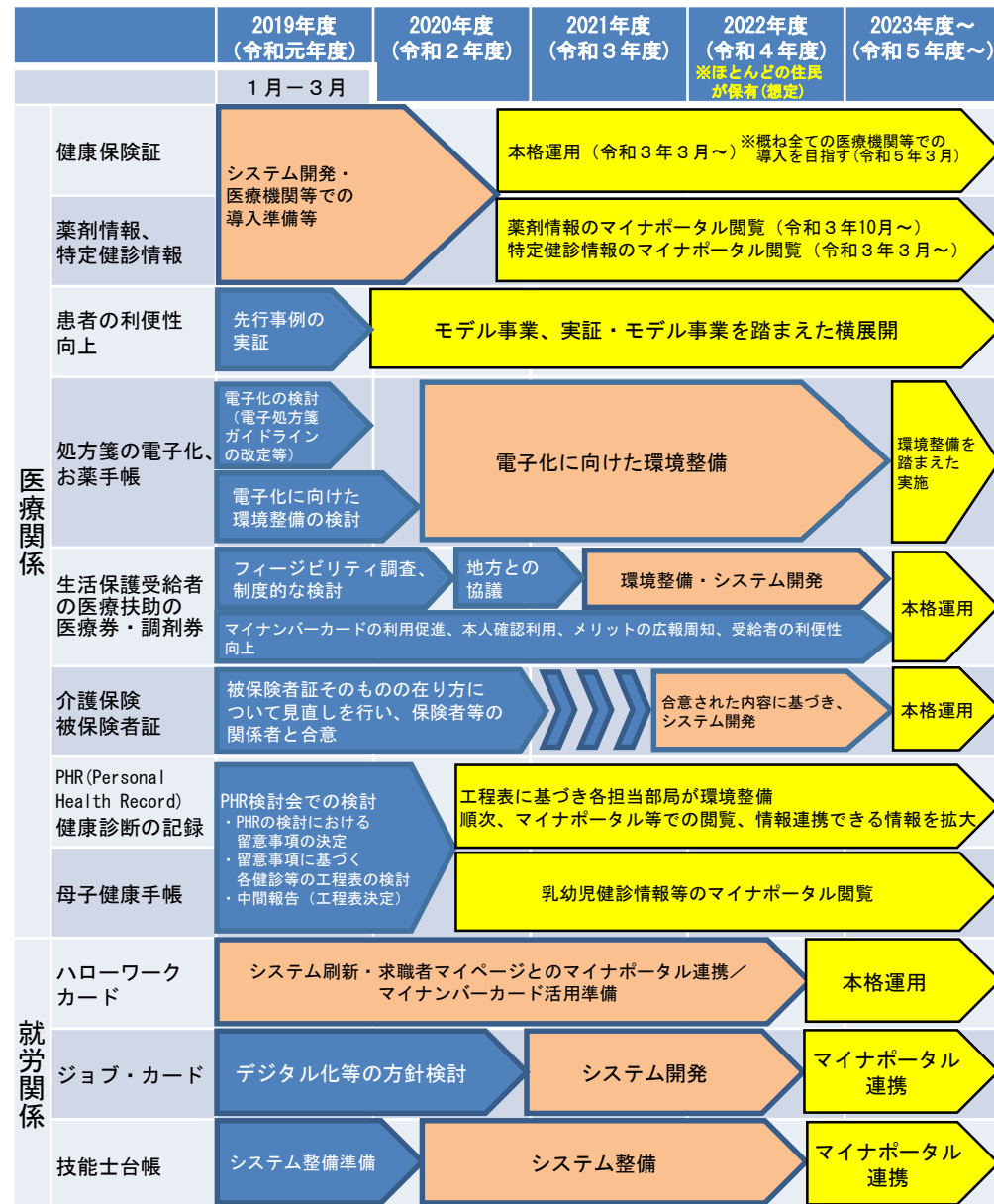
行政機関	告示・条例 制定時期	活用事例	民間事業者	告示・条例 制定時期	活用事例
国機関(総務省等)	平成28年4月	職員証(入退室管理・ プリンタ認証)	(株)TKC	平成29年3月	入退室管理・PC認証・ システム認証
J-LIS	平成29年9月	PC認証	NEC(株)	平成29年6月	入退室管理
徳島県	平成29年1月	職員証(入退室管理・ PC認証)	NTTコミュニケー ションズ(株)	平成30年11月	入退室管理・プリンタ 認証・PC認証
新潟県三条市	平成28年1月	出退勤管理・避難所受 付・選挙投票入場受付	(株)内田洋行	令和元年9月	入退室管理
群馬県前橋市	平成29年11月	高齢者タクシー補助			
愛知県豊橋市	平成30年11月	出退勤管理			
愛知県小牧市 (小牧市民病院)	令和元年10月 ※サービス提供は 令和2年3月開始	診察券利用			

※ 地方公共団体においては、条例を制定することにより、空き領域の利用が可能。上記以外にも、コンビニ交付や印鑑登録証・図書館カードとしてのマイナンバーカードの利用の一部で空き領域が利用されているところ。
なお、国機関や民間事業者は総務大臣の告示により利用が可能。23

マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表について

デジタル・ガバメント関係会議
(第6回) (令和元年12月20日) 資料

6月に決定された方針に盛り込まれたマイナンバーカードの利活用シーンの拡大について、関係省庁等においてスケジュール等の検討を行い、以下のとおり実現に向けた工程表を作成(※新たな「デジタル・ガバメント実行計画」の内容としている)



年度内に実現・開始を予定する事項について

WGの検討課題

- ◆ 国・地方のデジタル基盤構築とIT戦略推進体制の強化・IT人材採用の増強
- ◆ マイナポータルをハブとしたデジタル・セーフティネット構築（民間情報と電子申請等の連携、税（所得情報）と社会保障の連携等）の検討
- ◆ マイナンバーカード取得者の増加に伴うマイナポータル認証機能やカード生産・管理体制の強化
- ◆ 各種免許・国家資格等：運転免許証その他の国家資格証のデジタル化、在留カードとの一体化、クラウドを活用した共通基盤等の検討
- ◆ 未取得者へのQRコード付きのマイナンバーカード申請書の送付とオンライン申請の勧奨
- ◆ 市町村国保や後期高齢者医療制度等の健康保険証更新時のカード申請書の同時送付
- ◆ 病床管理、感染症情報、災害情報等の全国のリアルタイムの情報基盤の整備と公的な数量データのFAX等の利用の見直し
- ◆ マイナポイント、行政手続の優先処理などインセンティブとの有効な組み合わせ

年度内に実現・開始を予定する事項（実現予定時期）

- ・ 府省共通のWeb会議環境を整備する（令和3年3月）
- ・ 府省統合ネットワークのモデルを構築する（令和3年3月）
- ・ 年末調整・確定申告手続において、マイナポータルを介し、控除証明書等のデータを一括取得し、各種申告書に自動入力できるようにする（令和2年10月以降）
- ・ 会社が従業員に係る社会保障・税手続について、マイナポータルを介し、オンラインかつ一括で提出等できるようにする（令和2年11月以降）
- ・ マイナンバーカードの電子証明書関係システムについて、所要の増強を行う（令和2年6月～）
- ・ 医療機関や薬局において、マイナンバーカードによる医療保険の資格確認ができるようにする（令和3年3月）
- ・ 医療機関やマイナポータルにおいて、マイナンバーカードによる確実な本人確認を経て、特定健診情報を閲覧できるようにする（令和3年3月）
- ・ マイナンバーカード未取得者に対し、オンラインでも郵送でも申請が可能なQRコード付き交付申請書を発送する（令和2年12月～）
- ・ 市町村国保や後期高齢者医療制度等の健康保険証更新時（新しい保険証をお送りする際）に、マイナンバーカードの交付申請書を同封する（令和2年7月～）
- ・ 国や自治体が、医療機関や感染者の状況を迅速に収集・共有や情報の精度管理の向上を図るため、入力項目見直しやシステム基盤の改修を行い、FAXからweb入力への移行を進める。（令和3年3月）
- ・ マイナポイントによる消費活性化策を実施し、マイナンバーカードの普及やキャッシュレス決済の拡大を図りつつ、個人消費を下支えする（令和2年9月～）

マイナンバーカード未取得者へのQRコード付き申請書の送付について

令和2年10月13日
地方六団体と総務大臣
との意見交換会から作成

1. 趣旨

- マイナンバーカードの健康保険証としての利用開始（令和3年3月）などの機会に合わせて、カード未取得者に対してオンライン申請に利用可能な交付申請書を改めて送付し、効果的に取得を促す。

2. 送付対象

- カード未取得者のうち、①75歳以上の者や②乳児、③在留期間の定めのある外国人住民など別途申請勧奨を行う者や、④DV被害者等の居所設定者等を除く者が対象。（8,000万人強となる見込み）

※ ①後期高齢者医療制度の保険証更新時に郵送用申請書を送付予定。②個人番号通知書等と共に申請書を送付。③在留期間更新時に地方出入国管理局で申請勧奨。④送付の意向確認や送付方法の変更対応等に相当の事務負担が発生。

3. 送付方法

- 市区町村の委任を受けて、J-LISが直接対象者に送付を行う。送付を簡便に行うため個人単位で送付することとし、パンフレット・返信用封筒も同封する。

4. スケジュール

- (1) J-LISにおいて、送付対象者の抽出、最新住所情報の確認、印刷データの作成等のためのシステムを開発（～本年11月） ※ J-LISが保有する本人確認情報を利用するための住基法施行規則の改正を予定。
- (2) 市区町村において送付対象者リストをチェック（DV被害者の除外等）
- (3) J-LISが発注した印刷事業者において印刷・発送 ⇒ 本年12月送付開始を予定

※ 令和3年3月からのマイナンバーカードの健康保険証としての利用開始を見据え、それまでに送付を完了する予定。

通知カード
個人番号 0123 4567 8901
氏名 番号 花子
住所 ○○県△△市□□町○丁目△番地 1-1-1
平成5年3月31日生 性別 女 △△市長宛 A123456789
(フリガナ)
個人番号カード交付申請書
電子証明発行申請書 (地方公共団体情報システム機構 宛)
申請書ID 1234 5678 9012 3456 7890 123
* 番号 花子
* 住所 ○○県△△市□□町○丁目△番地 1-1-1
生年月日 * 平成5年3月31日 性別 * 女
【代替文字情報】
電話番号 外国人住民の区分 *
在留期間等 満了日の有無 * 在留期間等 満了日 *
右欄の赤字表記を希望する (赤字は1文字) ☐ バンゴウ ハナコ
※上に入力されている情報は、平成 00 年 00 月 00 日現在のものです。
左の QR コードを読み取るとスマートフォン等から交付の申請ができます。

※赤枠の申請書部分を再送付

マイナンバーカードの健康保険証利用に向けた取組状況等について

第3回マイナンバー制度
及び国と地方のデジタル
基盤抜本改善WG
(令和2年9月25日)

オンライン資格確認システムの開始

○ 来年3月から、医療機関・薬局でのマイナンバーカードの健康保険証利用(オンライン資格確認)を開始予定。

(1) 保険者等での導入準備

- ・ 支払基金・各保険者において、オンライン資格確認に対応したシステム整備・改修を実施。7月から運用テストを実施中。
- ・ 保険者では、10月以降順次、資格確認システムに資格情報を登録。支払基金・国保中央会が資格情報を一元的に管理。

(2) 医療機関・薬局での導入準備・支援

- ・ 医療情報化支援基金(※)により、医療機関・薬局のシステム導入を支援。(※)予算額: 令和元年度300億円、令和2年度768億円
- ・ 支払基金が顔認証付きカードリーダーを一括購入し、医療機関・薬局に配布。カードリーダーの申込み受付を8月に開始。
- ・ 12月から順次、申込みした医療機関・薬局に顔認証付きカードリーダーを配布し、運用テストを開始予定。

保険者から被保険者へのカードの取得支援、医療機関・薬局等への周知広報

(1) 各保険者で被保険者のカード取得を支援

- ・ 国家公務員共済組合と地方公務員共済組合では、マイナンバーカードの取得申請書を配布。
- ・ 市町村国保では、被保険者証の更新時にマイナンバーカードの取得申請書等を送付(7月より送付開始)

(2) 医療関係団体と協力した導入の働きかけ

- ・ 各都道府県の医療関係者に、説明会を63回実施(対面・Web・動画配信、9/15時点)。直接訪問して協力も依頼。
- ・ 歯科医院は、歯科医師会がカードリーダー申込みの取りまとめを実施。チェーン薬局、ベンダ等にも直接協力を依頼。

メリット

☀️ いつもの通院等が便利に！



受付

顔認証により受付が自動化

- ・ 本人確認と保険証確認を一度に実施
- ・ 自動化で人の接触も最小限



診療・薬剤処方

データに基づく診療・薬の
処方を受けられます

- ・ 薬や特定健診の情報が自動で連携
(旅行先や災害時も可能)

支払い 窓口での限度額以上の
医療費の一時支払いが不要

(限度額認定証の持参が不要)



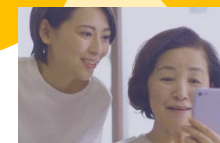
☀️ マイナンバーカードでもっと便利に！

転職や引越しても
健康保険証の発行前でも
受診ができます



薬や特定健診の
情報をマイナポータルで
いつでも見れます

マイナポータルから
e-Taxに連携。医療費控除
の申告が簡単に



医療機関・薬局におけるオンライン資格確認システムの導入準備状況

1. 目標と現在の申込状況

(2020/10/11時点)

目標：医療機関等の6割程度での導入（令和3年3月時点）、概ね全ての医療機関等での導入（令和5年3月末）を目指す
（令和元年9月デジタル・ガバメント閣僚会議決定）

現状：オンライン資格確認の導入予定施設数

＜顔認証付きカードリーダー申込数＞※ 8/7から申込受付を開始

33,179施設（14.5%） / 228,319施設

【内訳】			
病院	965 /	8,287施設	11.6%
医科診療所	8,051 /	89,171施設	9.0%
歯科診療所	9,638 /	71,026施設	13.6%
薬局	14,525 /	59,835施設	24.3%

※ 紙申請・グループ申請を含む
医科・歯科併設病院の歯科は歯科診療所に含む

＜参考：ポータルサイトアカウント登録数＞

※ 最新情報の提供やオンラインでの申請のために登録をお願いしているもの

62,072施設（27.2%） / 228,319施設

＜参考：健康保険証利用の申込割合＞（2020/10/11時点）

※ 7/1から受付を開始。

マイナンバーカードの交付枚数に対する利用申込数の割合

1,163,716件（4.4%） / 26,580,612枚

【マイナンバーカード申請・交付状況】

有効申請受付数： 約3,071万枚（人口比 24.2%）

交付実施済数： 約2,658万枚（人口比 20.9%）

2. 課題

- オンライン資格確認について、医療機関や薬局、システムベンダ等への周知が不十分。
- マイナンバーカードの普及率等を踏まえ、オンライン資格確認がどのようになるのか様子見の状況。
- システムベンダによる見積もりが過大になる傾向。新型コロナウイルス感染症の影響。

3. 対応

これまでの対応

- ・【費用支援】医療情報化支援基金（総額918億円）を用意
- ・【周知】全医療機関等へのリーフレット配布
- ・【周知】医師会等と共同した説明会の実施
- ・【周知】個別システムベンダへの働きかけ、共同での説明会実施
- ・【促進】大型チェーン薬局等への個別働きかけ



これからの対応

- 遅れている病院分野での導入促進と周辺医療機関への波及効果を狙い、公的医療機関への働きかけを重点的に行う（導入状況を随時確認）
- 説明用動画を作成し、三師会等医療関係団体に更なる働きかけを行う
- カードリーダーの実物の提示等、システムベンダへの情報提供と働きかけを行う
- 病院において改修範囲を早期に明確化できるよう支援するとともに、大手システムベンダに対して見積の適正化を依頼

令和3年3月までの医療機関等向け周知広報について

9月16日医療保険部会
(第130回) 提出資料

凡例：

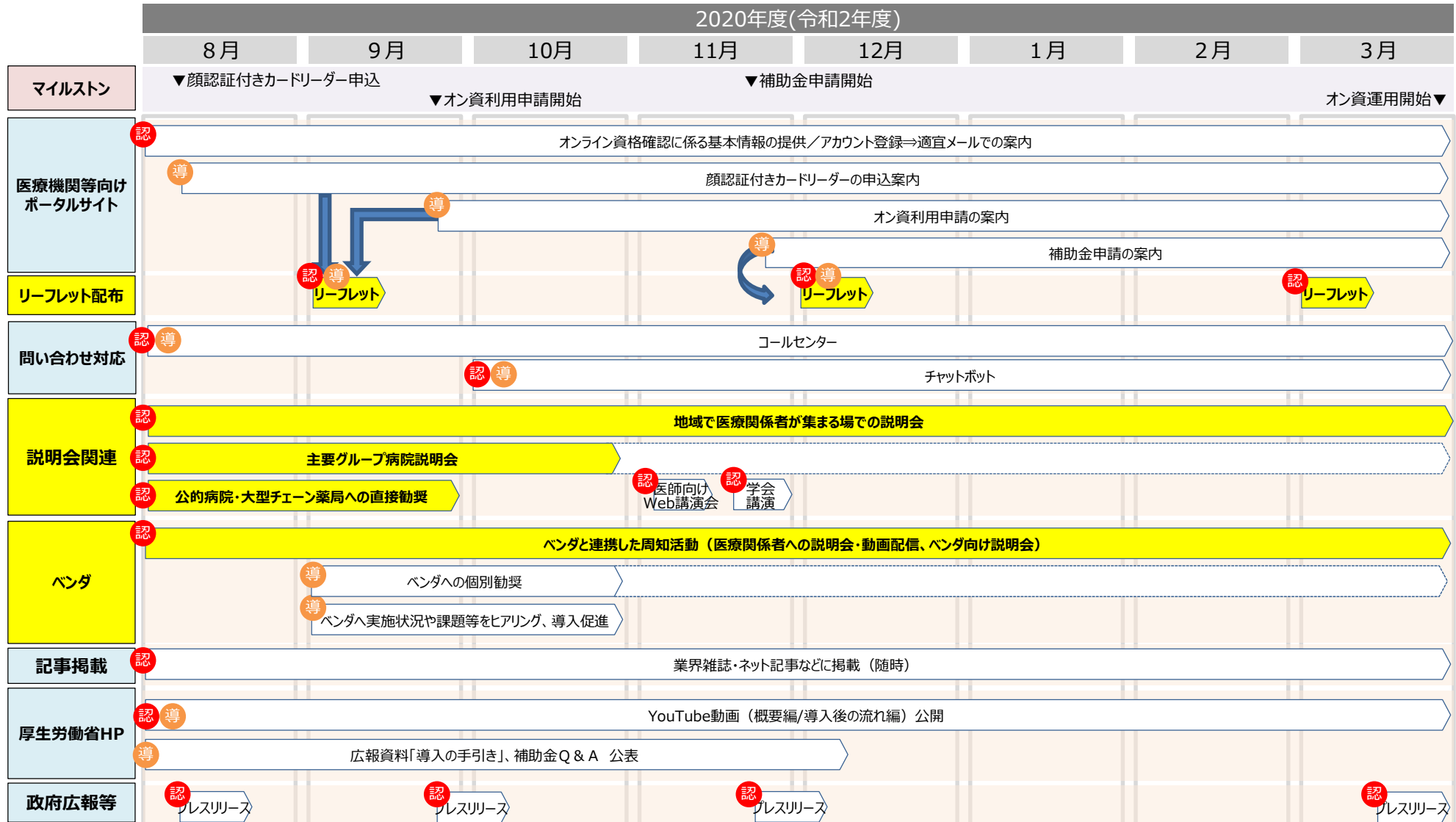
実施する施策

今後実施予定の施策



認知・理解促進

導入促進

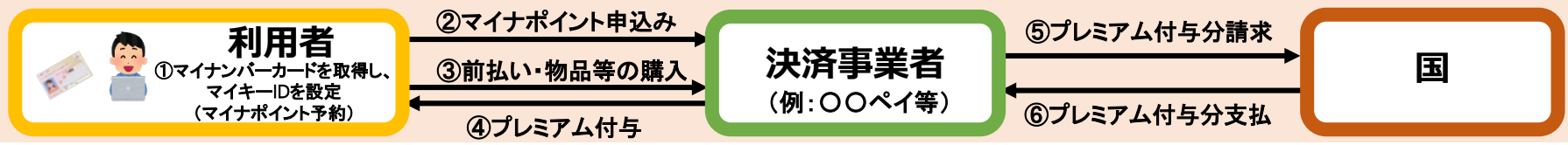


マイナポイントによる消費活性化策について

マイナンバーカードの普及やキャッシュレス決済の拡大を図りつつ、個人消費を下支えする
（「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年12月5日閣議決定））

制度概要

- マイナポイントの利用が可能な者：
マイナンバーカードを取得し、かつ、マイキーIDを設定（マイナポイント予約）した者(4,000万人)
- 国庫補助：キャッシュレス決済事業者に対して、利用者に付与したポイント等に相当する額を国が補助
- マイナポイント利用上限：5,000ポイント（2万円分のチャージ等） ※1ポイント=1円相当
- プレミアム率：25% ※小口での前払い等も可能
- 事業実施期間：令和2年9月～令和3年3月までの7カ月間（チャージ又は物品等の購入が行われる期間）
- 令和2年度予算：2,478億円 ●令和元年度補正予算：21億円
- マイナポイントの仕組み：



取組状況

- キャッシュレス決済事業者の登録：105サービス登録済
■QRコード決済（16サービス…PayPay、au Pay等） ■ICカード・アプリ決済（65サービス…WAON、Suica等）
■デビットカード決済（3サービス…イオン銀行CASH+DEBITカード等） ■クレジットカード決済（21サービス…楽天カード、dカード等）
- マイナポイント予約・申込み支援：
・約90,000拠点の店舗等に予約・申込が可能な端末を設置（11事業者）
■専用端末の設置・スタッフによる予約・申込支援（郵便局や各携帯ショップ等） 計：約30,000店舗
■端末を設置（ATM等の既存端末を改修）（セブン銀行やローソン等） 計：約60,000店舗
・1,688市区町村が支援計画を策定し、申込窓口の設置や支援員の配置による支援を実施

●マイナンバーカード申請交付・マイナポイント予約申込の状況：

		～6月末	7月	8月	9月※13日時点	累計
マイナンバー カード	有効申請受付数（参考）6月以前の月平均:44万件	2,529万件	157万件	162万件	80万件	2,928万件
	交付実施済数（参考）6月以前の月平均:41万件	2,221万件	103万件	140万件	61万件	2,525万件
マイナ ポイント	予約件数	108万件	176万件	200万件	128万件	612万件
	申込件数	—	185万件	209万件	141万件	535万件

WGの検討課題

- ◆ 国・地方のデジタル基盤構築とIT戦略推進体制の強化・IT人材採用の増強
- ◆ 情報セキュリティや個人情報保護の強化・ルールの標準
- ◆ 多様なセーフティネット：児童手当、生活保護等の情報連携等の改善の検討
- ◆ 金融：公金受取口座、複数口座の管理や相続等の利便向上、ATMによる口座振込（マネロン対策・特殊詐欺対策）、預貯金付番の在り方の検討
- ◆ 固定資産課税台帳とその他の土地に関する各種台帳等の情報連携等の検討
- ◆ マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化（J-LISの体制強化、専門性向上、国の関与等）
- ◆ マイナンバーカードの発行・更新等が可能な場所（申請サポートを含む。）の充実（郵便局・金融機関、コンビニ、病院、学校、運転免許センター、携帯会社等）
- ◆ 自治体の業務システムの統一・標準化の加速策
- ◆ 国民のデジタル活用度に応じた多様な手段（地域の支援体制、オンライン処理等）の確保

次期通常国会における法改正・主な内容（見込み）

- **IT基本法等関連法制の改正**
 - ・デジタル化推進目的等の強化
 - ・デジタル庁の新設 など
- **個人情報保護法等の改正**
 - ・個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の統合及び個人情報保護委員会への所管の一元化 など
- **番号法等の改正**
 - ・番号を利用する事務、情報連携を行う事務や照会・提供する情報の追加 など
- **法制上の措置**
 - ・公金受取口座の設定 ・相続・災害時の口座所在確認サービスの実現
 - ・預貯金付番の実効性の確保 など
- **不動産登記法等の改正**
 - ・所有者不明土地対策 など
- **番号法等の改正**
 - ・J-LISに対するマイナンバーカードの発行・運営についての国による目標設定・計画認可等を導入 など
- **郵便局事務取扱法の改正**
 - ・郵便局においてマイナンバーカードの電子証明書関連事務を実施できるようにする など
- **法制上の措置**
 - ・自治体の基幹系システムを移行期間内に国が定める基準に適合させることを義務付け など
- **法制上の措置**
 - ・高齢者等のデジタル活用への支援

マイナンバーカード機能のスマートフォンへの搭載について①

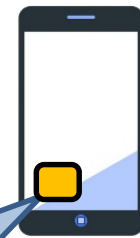
マイナンバー制度及び
国と地方のデジタル基盤技術改善
ワーキンググループ(第4回)
総務省提出資料

【現状】

- マイナンバーカード読み取り対応スマートフォンの拡大により、マイナンバーカードをスマートフォンにかざして行政手続等を行うことは可能。
- 一方、マイナンバーカードをかざすことなく、スマートフォンのみで手続を行うことはできないところ。

【対応】

公的個人認証法を改正し、マイナンバーカード機能(電子証明書)のスマートフォンへの搭載を可能とする。
⇒ マイナンバーカードをスマートフォンにかざすことなく電子証明書による本人確認が可能となる。



【これまでの取組】

①マイナンバーカード機能のスマートフォン端末への搭載方法

⇒『国際標準に準拠したFeliCaSEチップ』について安全性を確認。ただし、以下のような課題が残されている。

- 電子証明書や秘密鍵の安全な搭載方法、搭載を行う主体、本人確認方法等について検討が必要。
- 搭載されている機種が、Androidの場合、令和元年以降発売の一部端末にとどまり、利用端末の拡大が必要。
※令和元年秋モデルでは、Android端末の約30%に搭載。令和2年秋モデルでは、Android端末の約80%に搭載見込み。



②公的個人認証サービスを活用して発行する民間の認証サービスの登場

民間において、マイナンバーカードの電子証明書により本人確認することで、ソフトウェア上で、新たな電子証明書を発行するサービスが開始

⇒マイナンバーカードをスマートフォンにかざすことなく、一部の行政手続が可能に

※本サービスを法令に基づく行政手続に活用するためには電子署名法に基づく主務大臣認定が必要。
※耐タンパ性のある領域に秘密鍵が保存されておらずセキュリティ上の課題がある。

【今後の取組】

(1) マイナンバーカード機能のスマートフォン搭載に関する検討会

(令和2年11月～ 座長:手塚悟 慶應義塾大学環境情報学部教授)

- ① 国際標準に準拠したFeliCaSEチップを搭載したAndroid端末の普及拡大が見込まれる状況を踏まえ、FeliCaSEチップへの電子証明書の搭載方法等について技術的検証を行い、制度・運用面の課題を整理。
- ② 公的個人認証サービスを活用して民間事業者が発行する電子証明書の利活用に関する課題と対応を整理。

(2) Android端末への搭載の実現

⇒ 検討会で整理された具体的な実現方法について、システム設計・構築を行い、令和4年度内にAndroid端末への搭載を目指す。

搭載の実現に必要な制度整備を行うため、次期通常国会に公的個人認証法改正案を提出する方向で検討中。

※iPhone端末への搭載については、実現に向けApple社と交渉を継続。

【スケジュール】

	令和2年度	令和3年度		令和4年度	令和5年度
システム整備	検討会	実証実験	システム設計	システム構築	スマホ搭載の実現
法整備		公的個人認証法改正			

本人同意に基づく基本4情報等の提供

マイナンバー制度及び
国と地方のデジタル基盤技術改善
ワーキンググループ(第4回)
総務省提出資料

【現状】

○ 署名検証者は、認証局(地方公共団体情報システム機構(J-LIS))から、住民に住所変更があった旨の情報を得ることはできるが、住民の最新の住所情報を取得することはできない。

【対応】

○ 公的個人認証法を改正し、「認証局が、本人の同意に基づき、署名検証者の求めに応じ、署名検証者に対し、本人の最新の基本4情報(氏名、生年月日、性別及び住所)等の提供を行う業務」について、同法に位置付ける。

⇒ 住民においては、個々の銀行等(署名検証者)に対して住所変更手続を行う必要がなくなる。

⇒ 銀行等(署名検証者)においては、直接本人に照会することなく、住民の最新の住所情報を取得することが可能となる。

現状

①署名用電子証明書を活用し、
オンラインで銀行口座開設

電子証明書が転居により失効している場合

⑤口座登録者に最新の住所情報を照会

②住民から送付を受けた
電子証明書の発行番号を
口座登録情報に紐付け

③電子証明書の発行番号を用いて、定期的に
口座登録者の電子証明書の有効性を照会

④電子証明書の有効性を回答

銀行(署名検証者)

認証局

改正後

①署名用電子証明書を活用し、
オンラインで銀行口座開設

②J-LISからの基本4情報等
の提供に同意

③住民から送付を受けた
電子証明書の発行番号を
口座登録情報に紐付け

④電子証明書の発行番号を用いて、定期的に
口座登録者の電子証明書の有効性を照会

⑤電子証明書の有効性を回答

⑥(失効の場合)最新の基本4情報等の提供の求め

⑦最新の基本4情報等を提供

銀行(署名検証者)

認証局

【スケジュール】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
システム整備		システム設計・開発	基本4情報等の提供開始	
法整備		公的個人認証法改正		

顔認証技術を活用したコンビニでの電子証明書の暗証番号初期化・再設定(ロック解除)について

マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善
ワーキンググループ(第4回)総務省提出資料

【現状】

- 特別定額給付金のオンライン申請の開始時に、署名用電子証明書(6桁～16桁の暗証番号が必要)の発行・更新、暗証番号の初期化(ロック解除)が急増し、市町村の窓口が一時大変混雑。

(参考)マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて一課題の整理一(抜粋)

- ・カードの発行・更新等が可能な場所(申請サポートを含む。)の充実((中略)コンビニ(後略))
- ・生体認証などの暗証番号に依存しない認証の仕組みの検討

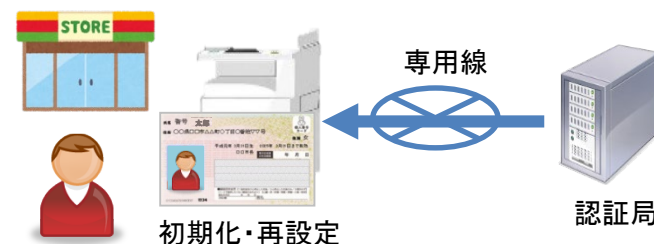
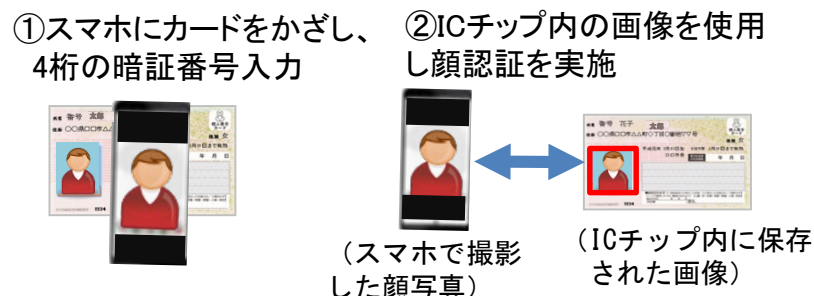
【対応】

- セキュリティの観点を踏まえた上で、専用アプリにより、顔認証技術を活用した署名用電子証明書の暗証番号の初期化・再設定(ロック解除)をコンビニでできるようにする。

【暗証番号の初期化・再設定イメージ】

- (1) スマートフォンに専用アプリをダウンロードし
- ・4桁の暗証番号
 - ・顔認証 により、本人確認※を行った上で、**ワンタイムパスワードを取得**

- (2) コンビニのマルチコピー機(全国約3.3万台)にて、
- ・4桁の暗証番号
 - ・ワンタイムパスワード を入力し、**暗証番号初期化・再設定を実施**



※ 顔認証は、一定の確率で他人を本人と誤認する可能性があるため、暗証番号入力と併用することで本人確認を実施。詳細なフローは検討中。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
スケジュール		秋頃		
	システム設計・開発	コンビニでの暗証番号初期化・再設定(ロック解除)		

公金受取口座の登録について

マイナンバー制度及び
国と地方のデジタル基盤抜本改善
ワーキンググループ(第4回)
内閣官房提出資料

今般のコロナウイルス感染症対策における公金給付等の対応においては、国民の公金受取のための口座情報を国が把握できていないことが大きなボトルネックに。また、マイナンバーが利用できず、申請者の特定などが課題に。

⇒国民がマイナンバーとともに公金受取口座をマイナポータルに登録し、緊急時の給付金に活用することを検討

→継続審議中の議員立法案では、任意で一つの口座情報をマイナポータルに登録するものとされているところ。
次期通常国会でその内容を広げることも考えられる。

考えられる拡充案

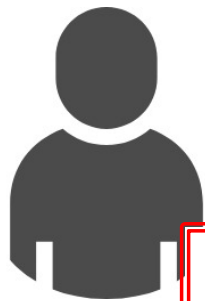
口座の利用先：緊急時の給付金のみならず、児童手当や生活保護など、広く公金・還付金を追加

口座の登録者：希望者のマイナポータルからの登録のみならず、登録方法を抜本的に拡大

⇒行政機関等における既存の登録口座を、本人同意の下、連携して登録

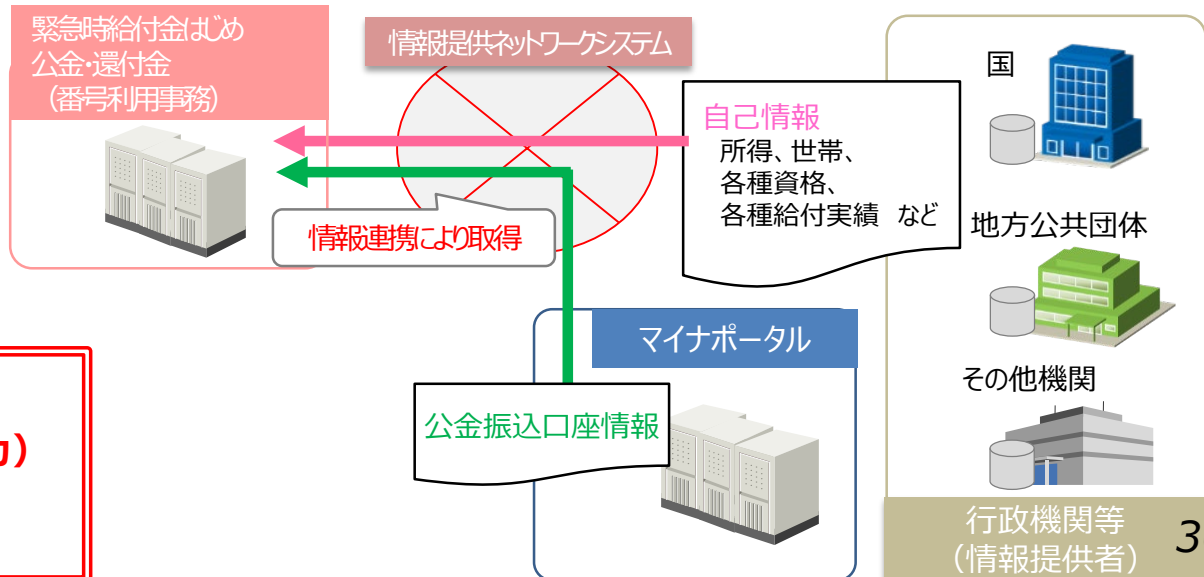
制度完成後のイメージ

国民(申請者)



申請

- 簡単なオンライン申請
(ほとんどの項目は自動入力)
- スピーディーな給付



今後の工程

マイナンバー制度及び
国と地方のデジタル基盤抜本改善
ワーキンググループ(第4回)
内閣官房提出資料

2020年度 R 2	2021年度 R 3	2022年度 R 4	2023年度 R 5	2024 年度 R 6	2025 年度 R 7	...
公金受取口座の登録						
	法案提出 ※ 施行準備 (政省令、システム対応等) 利用開始 (マイナポータル登録受付、 各種事務での登録口座情報の利用)					
※継続審議中の議員立法案の状況を踏まえる。						

具体的な論点と対応の方向性

■ 現行制度の概要

- ・ 戸籍は、民法に規定される日本国民の親族的身分関係を登録・公証する制度
- ・ 民法・戸籍法に氏の規定はあるが、いわゆる読み仮名の規定はない。
- ・ 出生の届書に「よみかた」を付した様式を標準様式として通達(昭和53年)により定めているが、住民基本台帳事務処理上の利便のために設けているもので、戸籍事務では使用していない。

■ 総論

- ・ 個人の氏名に読み仮名を付することに関して、必要となる法制化の実現を前提として、これに係る課題及びその対応方針を明確にするため、法務省内に研究会を設置する。
- ・ 読み仮名を登録・公証することについて、国民や経済界等のニーズを把握するため、研究会の議論と並行して意向調査(どのような場面で読み仮名を用いるか、登録・公証された読み仮名の変更をどのように認めるか等)を実施する。
- ・ 研究会において抽出された諸課題について議論を深め、令和3年度内を目途に法制化について一定の結論を得る。
- ・ 研究会における検討の結果を踏まえ、法務大臣の諮問機関である法制審議会において令和4年度までを目途に調査審議を実施し、令和6年度を目途に実現を図る。

マイナンバー制度及び
国と地方のデジタル基盤抜本改善
ワーキンググループ(第3回)
法務省提出資料

■ 個別の論点

- これらの課題について、法制上・実務上の課題の洗い出しを行い議論を深め、対応方針を提示する。

マイナポータルの「ぴったりサービス」について

- ・ H29. 7 ~ 市町村の**手続検索**（内容確認）が可能に（※）（まずは「子育て」手続から（「子育てワンストップ」））
- ・ H29. 10 ~ 検索した手続の**オンライン申請**が可能に（※※）
- ・ H31. 1 「**介護ワンストップ**」について、ガイドラインを公開。
- ・ H31. 3 「**被災者支援ワンストップ**」について、ガイドラインを公開。
- ・ 今後 「**引越し**」をはじめ、ガイドラインを策定予定。

以上の分野・手続に限らず、市町村は、「様々な分野・手続」のオンライン申請実現が可能。

※ 市町村において手続を登録することが必要（「子育て」については、R2. 9月末時点で1,564団体（人口割合98.5%）が対応）。

※※ 市町村においてマイナポータルと接続することが必要。（「子育て」については、R2. 9月末時点で967団体（人口割合75.6%）が対応し、電子申請が可能。

＜「ぴったりサービス」の画面イメージ＞

ぴったりサービス

ヒント メニュー

▶ 申請再開 ▶ 地域比較

ぴったりサービスでは、子育てに関する手続をはじめとして、様々な申請や届出をオンライン上で行うことができます。申請又は届出をする手続を検索してみましょう。

1 地域を選んでください **必須**

郵便番号は半角数字でハイフンなしで、市町村名は都道府県名を入れずに記入してください

郵便番号又は市町村名を入力

2 検索方法を選んで、手続を検索してください

ぴったり検索 キーワード検索 一覧から検索

Step1. お探しのカテゴリーは何ですか？

✓ 全て選択 リセット

☐ 妊娠・出産 ☒ 子育て



子育て

☐ 児童手当

児童手当

受付開始日: 2017年07月13日

児童手当等を受給するには、受給資格および児童手当の額について、住所地の市区町村長の認定を受けてください。 ([手続詳細はこちら](#))

電子申請可

未熟児養育医療の助成

未熟児養育医療の助成

未熟児養育医療の助成を受けるには、養育医療給付の申請を行い、医療券の交付を受ける必要があります。 ([手続詳細はこちら](#))

戻る 申請する



ワンストップサービス（ぴったりサービス）の対応状況

・インターネットで手続きの検索・比較が可能（一部は様式の印刷まで可能）

（R2.9.30時点）

市区町村数 （人口 カバー率）	子育て	介護	被災者支援
	1,564団体(98.5%)		
	1,564団体 (98.5%)	227団体 (36.6%)	62団体 (7.0%)

・電子申請が可能

（R2.9.30時点）

市区町村数 （人口 カバー率）	子育て	介護	被災者支援
	実施済：967団体 (75.6%)	実施済：104団体 (11.3%)	実施済：39団体（2.0%）
	～R2年12月末：976団体 (76.4%)（予定）	～R2年12月末：134団体 (13.5%)（予定）	～R2年12月末： 55団体（3.0%）（予定）
	R3年1月以降～： 1,409団体（94.5%） （予定）	R3年1月以降～： 862団体（62.5%）（予定）	R3年1月以降～： 746団体（46.4%）（予定）

※ 「ぴったりサービスの取組状況に関するフォローアップ」の回答を集計したもの

※ 各自治体の対応状況はマイナポータル（ぴったりサービス）トップページにて確認可

都道府県別 ぴったりサービス（電子申請）対応市区町村数（R2.9.30時点）

No.	都道府県	対応団体数	対応率	人口カバー率
1	北海道	52/179	29.1%	71.3%
2	青森県	14/40	35.0%	74.9%
3	岩手県	13/33	39.4%	43.5%
4	宮城県	19/35	54.3%	80.4%
5	秋田県	23/25	92.0%	99.4%
6	山形県	8/35	22.9%	49.5%
7	福島県	6/59	10.2%	26.0%
8	茨城県	36/44	81.8%	81.5%
9	栃木県	22/25	88.0%	71.7%
10	群馬県	12/35	34.3%	34.5%
11	埼玉県	53/63	84.1%	94.6%
12	千葉県	35/54	64.8%	86.2%
13	東京都	33/62	53.2%	71.9%
14	神奈川県	17/33	51.5%	81.0%
15	新潟県	16/30	53.3%	78.7%
16	富山県	15/15	100.0%	100.0%
17	石川県	15/19	78.9%	84.7%
18	福井県	14/17	82.4%	88.0%
19	山梨県	27/27	100.0%	100.0%
20	長野県	58/77	75.3%	89.3%
21	岐阜県	39/42	92.9%	93.8%
22	静岡県	26/35	74.3%	90.4%
23	愛知県	28/54	51.9%	47.3%
24	三重県	14/29	48.3%	63.1%

No.	都道府県	対応団体数	対応率	人口カバー率
25	滋賀県	11/19	57.9%	73.4%
26	京都府	12/26	46.2%	86.4%
27	大阪府	21/43	48.8%	74.0%
28	兵庫県	26/41	63.4%	85.4%
29	奈良県	20/39	51.3%	87.3%
30	和歌山県	26/30	86.7%	94.5%
31	鳥取県	10/19	52.6%	85.6%
32	島根県	4/19	21.1%	66.2%
33	岡山県	12/27	44.4%	73.9%
34	広島県	12/23	52.2%	83.9%
35	山口県	9/19	47.4%	51.0%
36	徳島県	24/24	100.0%	100.0%
37	香川県	13/17	76.5%	93.8%
38	愛媛県	15/20	75.0%	82.9%
39	高知県	6/34	17.6%	55.2%
40	福岡県	51/60	85.0%	85.4%
41	佐賀県	6/20	30.0%	49.7%
42	長崎県	6/21	28.6%	58.2%
43	熊本県	18/45	40.0%	76.6%
44	大分県	15/18	83.3%	97.7%
45	宮崎県	10/26	38.5%	73.9%
46	鹿児島県	43/43	100.0%	100.0%
47	沖縄県	7/41	17.1%	32.8%

※「ぴったりサービスの取組状況に関するフォローアップ」の回答を集計したもの

・対応率：各都道府県の域内の団体数に対する対応団体数の割合 ・人口カバー率：都道府県の人口に対する対応団体の人口の割合

マイナポータル（ぴったりサービス）の今後の取組について （令和2年11月時点）



- 住民の利便性向上に資するよう、ぴったりサービスの機能を強化するとともに、全自治体がオンライン申請の提供を可能とするために、以下の取組を実施する。

1 ぴったりサービスのUX/UI改善（令和3年度中に対応）

- 画面や操作手順（フロー）など、可能なものから早急に改善する。
 - ・ 入力誤りのない、二度同じ項目を入力させない仕組みの構築。
 - ・ 画面のタスク化・フロー化を行い、スマホでの操作に最適化したサービスとする。

2 全自治体接続基盤の構築（令和3年度上半期開始）

- ぴったりサービスについて、全自治体との接続環境を整備する。
- 申請書の共通様式を令和3年7月頃までに登録して、利用できるようにする。
 - ・ 既存の省庁連携基盤を活用。政府共通NW経由で全自治体と接続する。
 - ・ 令和3年7月までに、子育て、介護、被災者支援等の約40手続を対象として、共通様式に登録する予定。

3 ぴったりサービス申請APIの提供（令和2年12月開始）

- 様々なWEBサービス等からぴったりサービスの検索・申請機能を利用できるよう、ぴったりサービス申請APIの提供を開始する。
- 令和3年度以降、全国展開するポータルサイトから自治体へのオンライン申請が開始される予定。

改善案イメージ①：ライフイベントを表示して、直感的に見つけやすくする



改善イメージ

- 行政手続を必要とするライフイベントを表示して、イベントごとに必要な手続きをまとめて表示する

良くなる点

- 予備知識なく自分に該当する申請を直感的に見つけやすくなる
- 利用者の境遇に寄り添うことができる

改善案イメージ②：お住まいの申請情報やお知らせを、ホーム画面で見やすくする

現在

改善イメージ

改善イメージ

- ・ マイナンバーカードをはじめに読み込むフローを追加し、利用者の住所地の情報に基づき、ホーム画面の情報を最適化する
- ・ 自分に関係がある申請、居住する地域に関係がある申請、国民全体に関係する申請の観点から必要な情報を表示する

※ 操作性を考慮して、情報の入力後にマイナンバーカードを読み込むフローも残す

良くなる点

- ・ 自分が提出できる申請がわかる
- ・ 自治体で受け付けている申請がわかる
- ・ 全国的な申請の受付状況がわかる
- ・ サービス利用状況に応じ、関連する申請がわかる

改善案イメージ③：入力フローを最適化して、入力ステップを削減する

← 保育所等利用理由調査票1 保存して中断

再入園や転所・転園の予定はありますか。

世帯には、同居の祖父母や単身赴任中の保護者、就学中のさょうだい姉、別居中の世帯員も含みます

再入園の予定がある ☒

転所・転園の予定がある ☐

該当なし ☐

次へすすむ

← 保育所等利用理由調査票2 保存して中断

再入園の内容について教えてください

世帯には、同居の祖父母や単身赴任中の保護者、就学中のさょうだい姉、別居中の世帯員も含みます

対象児童名

田中 太郎

申請児童との続柄

父

在園時期

2020/04/20 - 2020/04/20

次へすすむ

← 保育所等利用理由調査票2 保存して中断

転所の理由を教えてください

世帯には、同居の祖父母や単身赴任中の保護者、就学中のさょうだい姉、別居中の世帯員も含みます

転居 ☐

転勤 ☐

その他 ☐

その他の理由

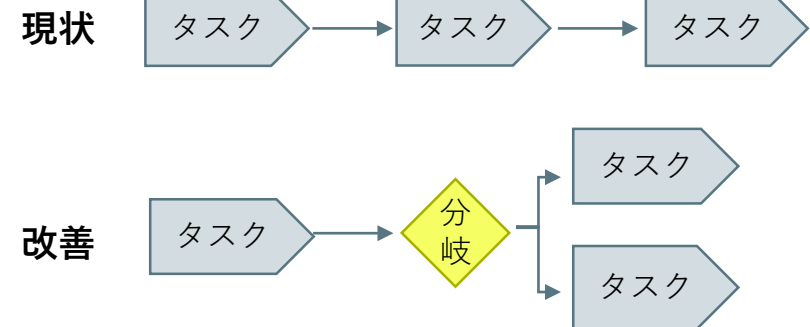
東京都渋谷区北1-2-3 マンション 403

改善イメージ

- 入力するタスクを直列に配置するのではなく、分岐を設定する

良くなる点

- 入力ステップを大きく削減することができる
- 不要な画面や入力項目を表示させなくて済むので、入力に集中できる



※保育所入所手続きの申請の場合、多くの入力画面の削減を想定。

字数を少なくし、分かりやすくすることで、1画面ごとの入力時間も削減される想定。各手続について精査する。

改善案イメージ④：利用者の属性情報や自治体が持っている情報の入力を補助する

【令和3年度に改修し、実装の予定】

ぴったりサービス
全ての申請をシンプルに

マイナンバーカードではじめる
マイナンバーカードをお持ちでない方はこちら

マイナンバーカードを読み込んでください
金属の上では正確に読み込めない可能性があります。

読み込みにお困りの方はこちら

次へ

支給認定申請書

認定の対象となる子どもの情報を入力して下さい

世帯には、同居の祖父母や単身赴任中の保護者、就学中のきょうだい等、別居中の世帯員も含まれます。

認定の対象となる 子どもの氏名/名前
田中 太郎

性別 生年月日
男性 1989/01/10

健康保険における扶養者
男性

利用を希望する期間
1989/01/10 ~ 1989/01/10

次へ進む

改善イメージ

- マイナンバーカードをはじめに読み取る機能を追加し、カードの券面事項の情報に加え、利用者の属性情報や自治体が持っている情報、自治体からのお知らせ、過去に行った申請情報の内容等を利用者が入力しないで済むようにする

良くなる点

- 入力の間違いや手間が大幅に削減される

※自治体がもっている情報を自動入力

(中間サーバーの保有情報の範囲や実装方法について精査が必要)

※住所等の券面情報は、券面入力補助で自動入力が可能

※利用者の属性情報の範囲について整理が必要

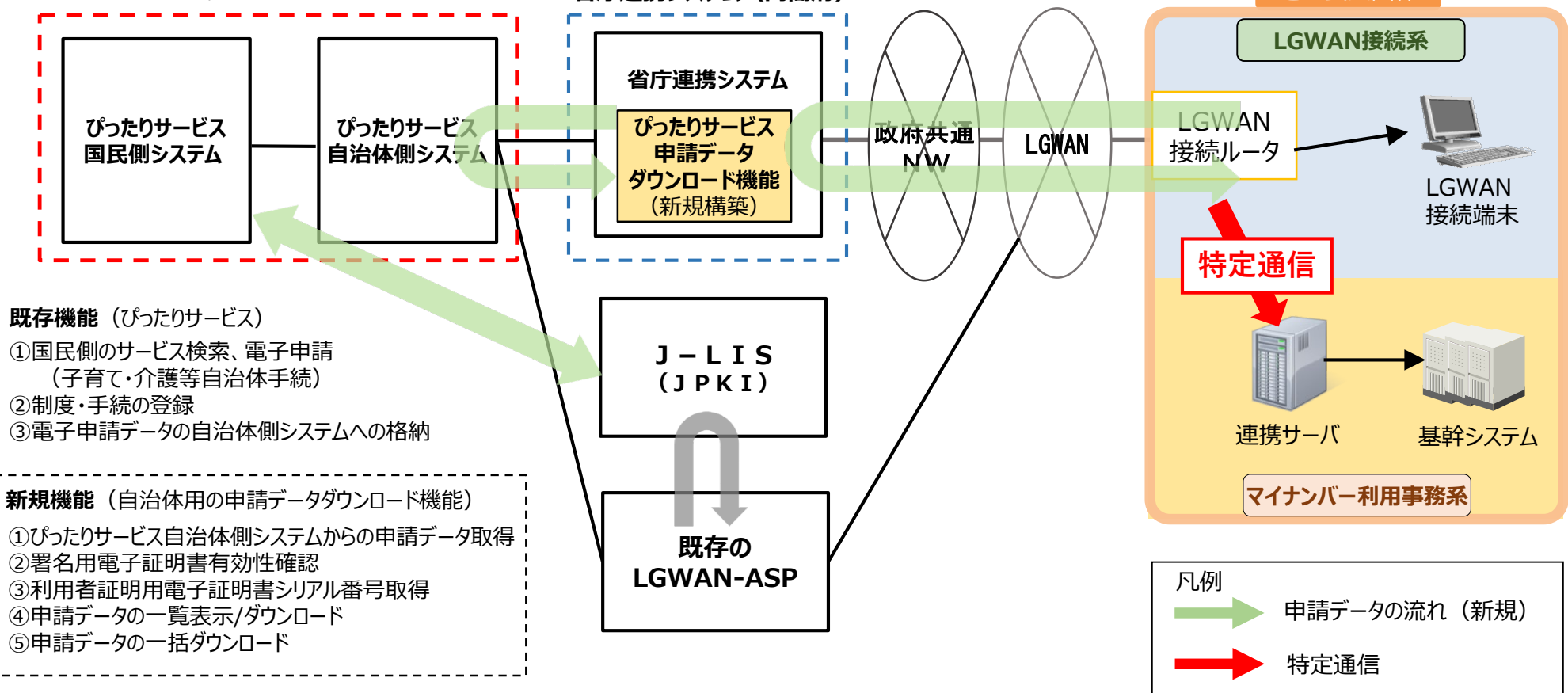
ぴったりサービスの申請データダウンロード機能のLGWAN向け公開

- ぴったりサービスの申請データダウンロード機能をマイナポータルの省庁連携システムに構築しLGWAN向けに公開する。
(既存のLGWAN-ASP経由でぴったりサービス自治体側システムと連携することは引き続き可能)
- 申請データダウンロード機能のほか、マイナンバーカードの署名用電子証明書有効性確認機能、利用者証明用電子証明書シリアル番号取得機能を提供する。

ぴったりサービス（内閣府）

省庁連携システム（内閣府）

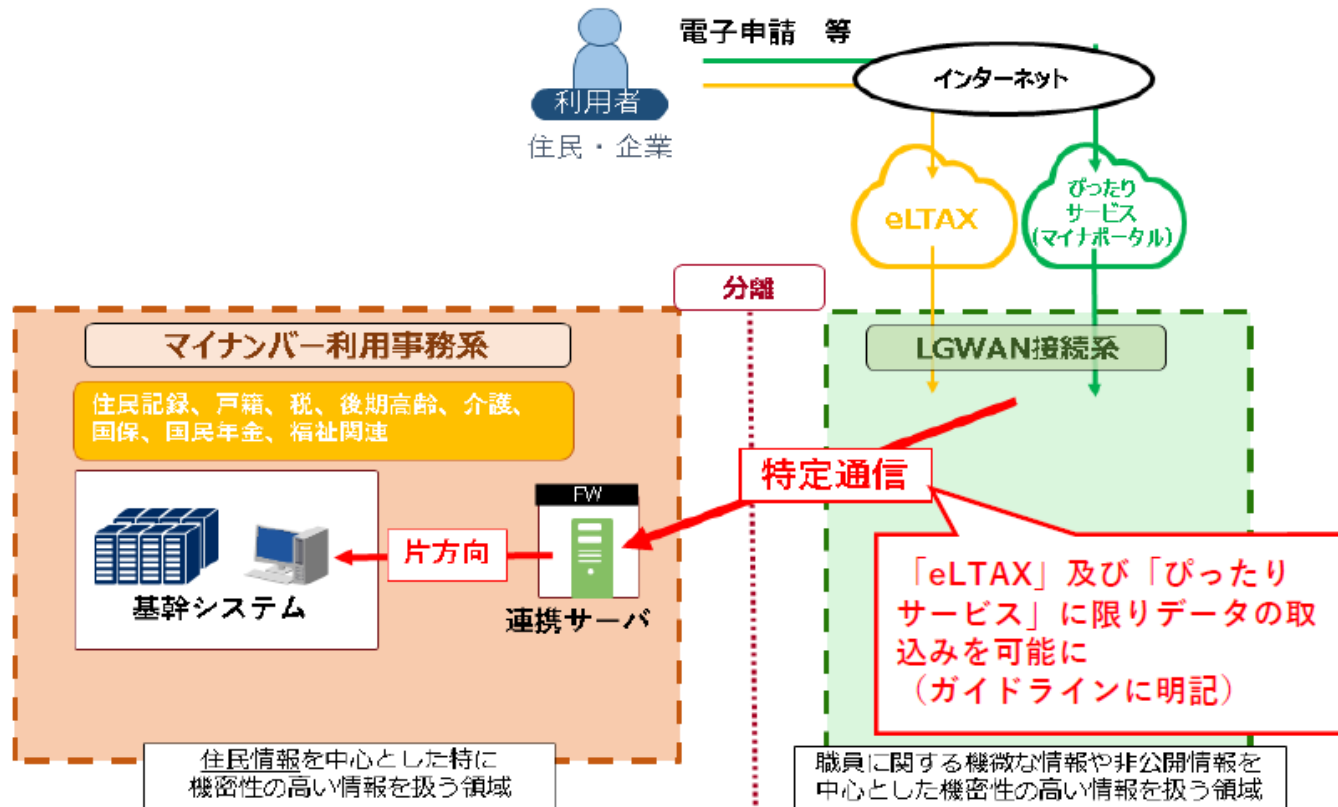
地方公共団体



三層の対策の見直し：マイナンバー利用事務系の分離の見直し

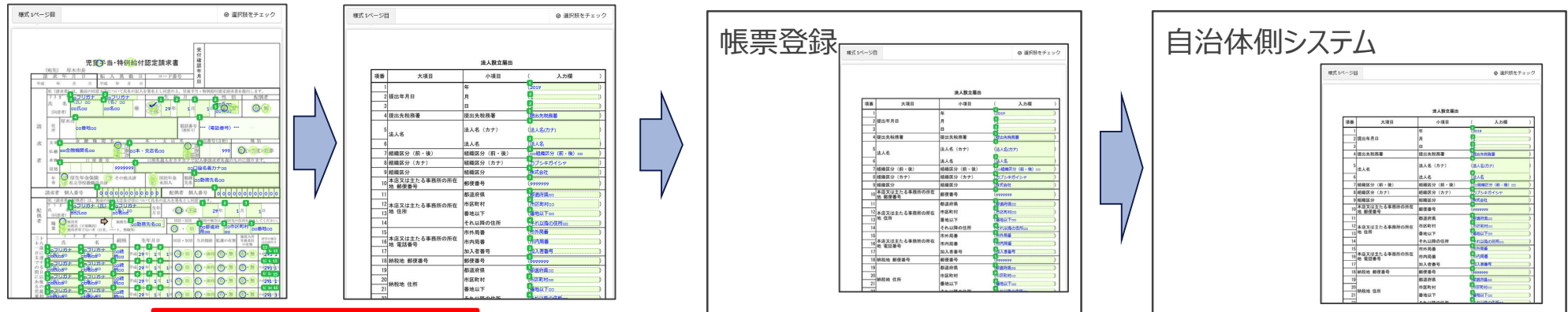
改定方針

- 住民情報の流出を徹底して防止する観点から他の領域との分離は維持
- 国等の公的機関が構築したシステム等、十分に安全性が確保された外部接続先（ex. eLTAX、マイナポータルを活用したぴったりサービス）との通信に限り、インターネット経由の申請等のデータの電子的移送を可能とし、ユーザビリティの向上及び行政手続のオンライン化に対応



ぴったりサービスの様式の共通化①

- 紙による事務処理の最適化のために作成された従来様式ではなく、電子申請処理での取込用に最適化したEXCEL一覧表をベースとした「電子申請用共通様式」を作成する。
- 共通様式のプリセットを内閣府が行い、自治体に提供することで、様式の標準化および様式準備の負荷低減を図る。



- ①様式の一覧表化
- ②入力項目の最適化
- ③自由入力項目の設定

- ④単項目/項目間チェック
- ⑤注意書き/ヘルプ

- ⑥様式プリセット/コピー展開

項番	実施内容	説明
①	様式の一覧表化	システムへの取込に適したEXCEL一覧表をベースとした、様式を作成する。
②	入力項目の最適化	様式作成の際、現行の帳票をもとに、入力項目を最適化する。
③	自由入力項目の設定	自治体固有の入力項目を設定する場合を考慮し、自由入力項目を予め定義する。
④	単項目/項目間チェック	作成した様式に対して、単項目/項目間チェックを定義する。 単項目/項目間チェックを定義できるよう帳票登録機能を改修する。 国民側で表示する画面において、単項目/項目間チェックが機能するよう改修する。
⑤	注意書き/ヘルプ（入力要領）	作成した様式に対して、注意書き、ヘルプ(入力要領)を定義する。 注意書き、ヘルプ(入力要領)を定義できるよう帳票登録機能を改修する。 国民側で表示する画面において、単項目/項目間チェックが機能するよう改修する。
⑥	様式プリセット/コピー展開	作成した様式を該当する手続きにプリセットし、自治体にコピー展開する。

ぴったりサービスの様式の共通化②

○ 自治体が固有に入力項目を設定する場合を考慮して、自由入力項目できる項目欄をあらかじめ定義しておく。

※ 令和4年度以降、共通様式を使わずに自治体独自の様式を登録する自治体は、個別に事業者と契約して登録する方式を検討。

様式 1ページ目 ◎ 選択肢をチェック

法人設立届出

項番	大項目	小項目	入力欄
1		年	(2019)
2	提出年月日	月	()
3		日	()
4	提出先税務署	提出先税務署	(提出先税務署)
5	法人名	法人名 (カナ)	(法人名(カナ))
6		法人名	(法人名)
7	組織区分 (前・後)	組織区分 (前・後)	(組織区分 (前・後))
8	組織区分 (カナ)	組織区分 (カナ)	(組織区分(カナ))
9	組織区分	組織区分	(組織区分)
10	本店又は主たる事務所の所在地 郵便番号	郵便番号	()
11		都道府県	(都道府県)
12	本店又は主たる事務所の所在地 住所	市区町村	(市区町村)
13		番地以下	(番地以下)
14		それ以降の住所	(それ以降の住所)
15		市外局番	(市外局番)
16	本店又は主たる事務所の所在地 電話番号	市内局番	(市内局番)
17		加入者番号	(加入者番号)
18	納税地 郵便番号	郵便番号	()
19		都道府県	(都道府県)
20	納税地 住所	市区町村	(市区町村)
21		番地以下	(番地以下)
22		それ以降	(それ以降)

自由入力項目 イメージ

項番	大項目	小項目	入力欄
23	備考	備考 1	
24		備考 2	
25		備考 3	
26		備考 4	
27		備考 5	

自由入力項目 デフォルト設定 (案)

項目数	大項目 デフォルト項目名	小項目 デフォルト項目名	入力チェック定義
5～10	備考	備考 1 ～ 5	定義なし

ぴったりサービスの様式の共通化③：対象手続

調整中

- 共通の申請様式の登録は、令和2年度に、児童手当現況届と保育所入所申請の2手続を先行して実施。令和3年度に、38手続を選定し、子育て、介護、被災者支援その他で計40手続を対象とする（令和3年7月末までに登録予定）。

※ 対象手続の範囲について、自治体の意見も聞いて拡大を検討する。

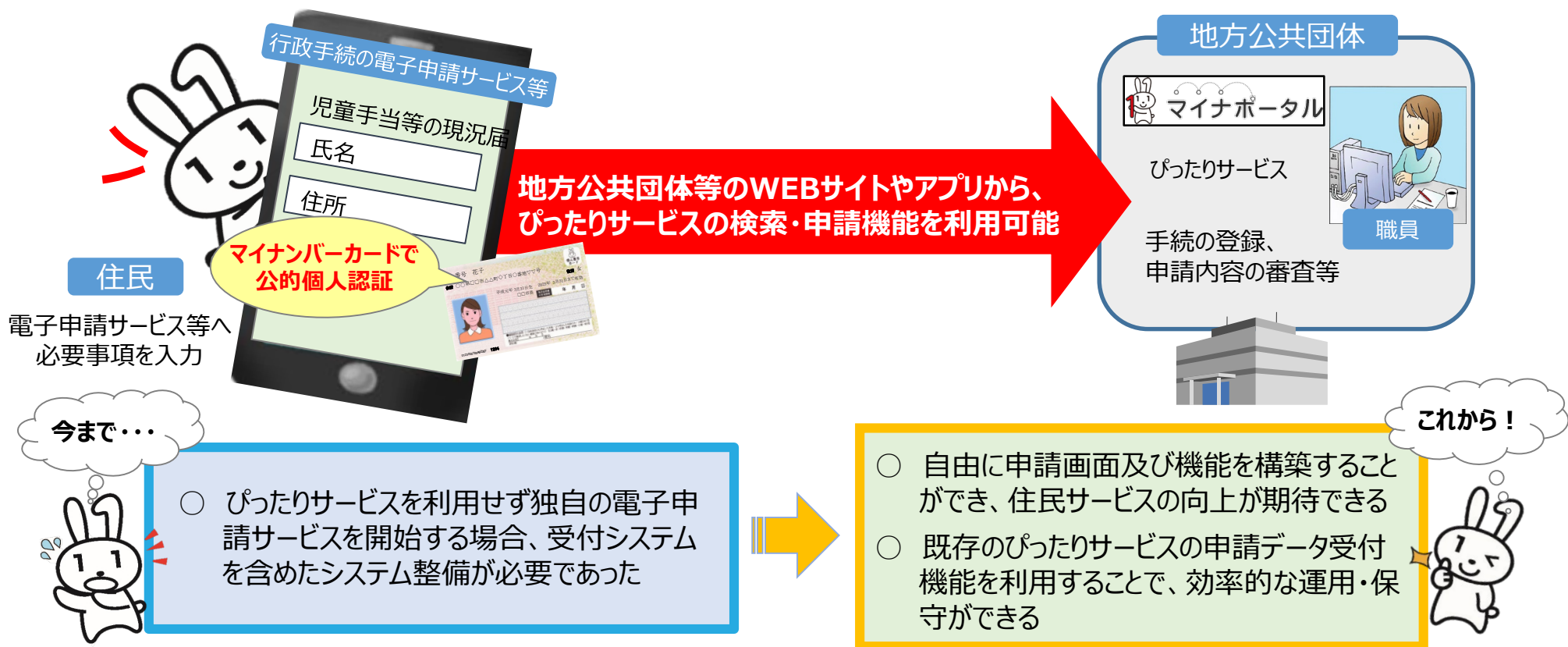
手続名称		
子育て	1	児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求
	2	児童手当等の額の改定の請求及び届出
	3	氏名変更／住所変更等の届出
	4	受給事由消滅の届出
	5	未支払の児童手当等の請求
	6	児童手当等に係る寄附の申出
	7	児童手当に係る寄附変更等の申出
	8	受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出
	9	受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出
	10	児童手当等の現況届
	11	支給認定の申請
	12	保育施設等の利用申込
	13	保育施設等の現況届
	14	児童扶養手当の現況届の事前送信
	15	児童扶養手当の認定請求

介護	16	要介護・要支援認定の申請
	17	要介護・要支援更新認定の申請
	18	要介護・要支援状態区分変更認定の申請
	19	居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出
	20	介護保険負担割合証の再交付申請

手続名称		
介護	20	介護保険負担割合証の再交付申請
	21	被保険者証の再交付申請
	22	高額介護（予防）サービス費の支給申請
	23	介護保険負担限度額認定申請
	24	居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請
	25	居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請
被災者支援	26	住所移転後の要介護・要支援認定申請
	27	罹災証明書の発行申請
	28	応急仮設住宅の入居申請
	29	応急修理の実施申請
	30	障害物除去の実施申請
	31	災害弔慰金の支給申請
	32	災害障害見舞金の支給申請
	33	災害援護資金の貸付申請
その他	34	水道使用開始届等
	35	道路占用許可申請等
	36	道路使用許可の申請
	37	駐車場の許可の申請
	38	粗大ごみ収集の申込
	39	犬の登録申請、死亡届
	40	職員採用試験申込

ぴったりサービスの申請APIについて

- **令和2年12月下旬（予定）**より、様々なWEBサービス等からぴったりサービスの検索・申請機能を利用するための「**ぴったりサービス申請API**」を新たに提供し、**運用を開始**する。 ※令和2年9月30日に受付開始
- **地方公共団体や民間事業者**において、「ぴったりサービス申請API」と連携したWEBサイトやアプリを開発することで、**ぴったりサービスの基盤を活用した独自のオンライン申請サービスを住民に提供することが可能**となる。
- **全国的にサービスを展開するポータルサイト**が「ぴったりサービス申請API」と連携したWEBサイトやアプリを提供することを踏まえ、今後、**全自治体が共通様式を利用**することが重要。



仕様書は内閣府HPから申込可能です。<https://www.cao.go.jp/bangouseido/case/business/developer.html>

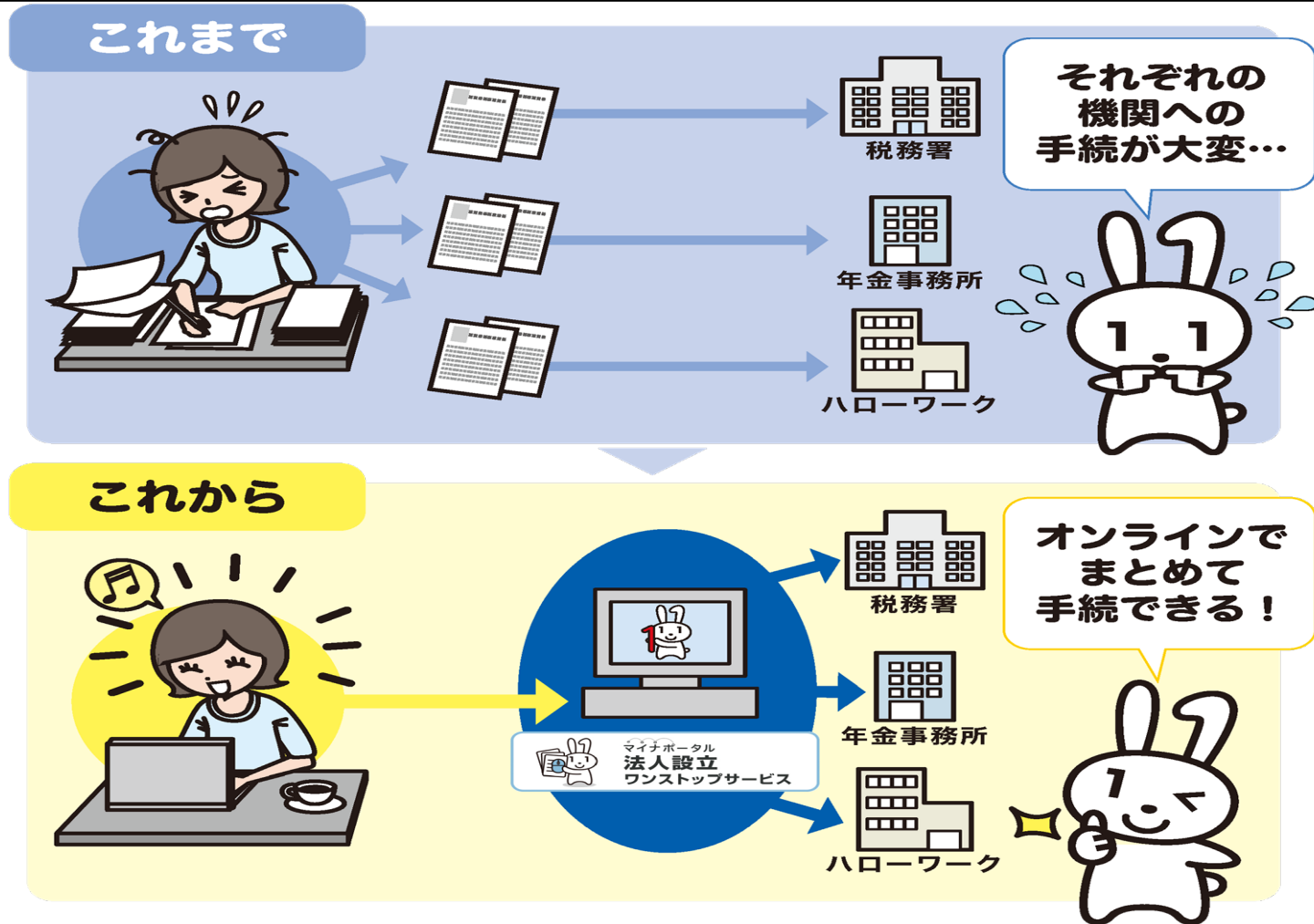
マイナポータルにおける「法人設立ワンストップサービス」の提供開始について

○ マイナポータルは、政府が運営するWebサービス。国民一人ひとりのポータルサイトとして、様々なサービスを提供。

○ **1月20日より、新たに、「法人設立ワンストップサービス」を開始。オンラインでまとめて手続きが可能に。**

※ まずは、法人設立登記後の手続きが、2021年2月(目途)からは、法人設立登記も含めた全ての手続きが、ワンストップで可能に。

※ 設立登記後の手続きで何度も提出が求められる、登記事項証明書の添付も不要となる（予定）。



「法人設立ワンストップサービス」のメリット・対象手続

メリット

**オンラインで
できる！**
来庁不要

**ワンストップで
できる！**
複数回の手続不要

**いつでも
できる！**
24時間 365日
手続可能

登記※1 国税 地方税 年金 雇用保険 労働保険 健康保険※2

に関する届出が1度にできる！！

※1 2021年2月対応予定
※2 順次、拡大予定



対象手続

項番	対象省庁・団体	手続名	項番	対象省庁・団体	手続名
1	法務省	定款認証の嘱託※3	16	国税庁	消費税の特定新規設立法人に該当する旨の届出書
2		設立登記申請書※3	17		事前確定届出給与に関する届出書（付表1）
3	国税庁	法人設立届出書	18		事前確定届出給与に関する届出書（付表2）
4		給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書	19	都道府県 ／市区町村	事前確定届出給与に関する届出書（付表1・付表2）
5		消費税の新設法人に該当する旨の届出書	20		法人設立・設置届出書（都道府県）
6		青色申告の承認申請書	21		法人設立・設置届出書（市区町村）
7		棚卸資産の評価方法の届出書	22		申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認等の申請書
8		減価償却資産の償却方法の届出書	23	厚生労働省（年金局）	事業所等新設申告書
9		有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書	24		健康保険・厚生年金保険 新規適用届
10		申告期限の延長の特例の申請書	25		労働保険保険関係成立（継続）
11		消費税課税事業者選択届出書	26	厚生労働省 （徴収業務室）	労働保険保険関係成立（継続）（労働基準監督署用）
12		消費税簡易課税制度選択届出書	27		労働保険保険関係成立（継続）（公共職業安定所用）
13		消費税課税期間特例選択・変更届出書	28	厚生労働省 （職業安定局）	雇用保険適用事業所設置届
14		源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書	29		雇用保険被保険者資格取得届
15		電子申告・納税等開始届出書			

※3 2021年2月対応予定

法人設立ワンストップサービスの提供範囲

法人設立で必要となる手続とワンストップサービスの提供範囲の関係

法人設立の流れ

法人設立の準備

- ・法人の基本情報の決定
- ・定款の作成

2021年2月目途開始予定

定款認証・設立登記手続

- <公証役場>
 - ・定款の認証
- <法務局>
 - ・設立登記申請
 - ・登記事項情報の連携
- <国税庁>
 - ・法人番号の取得

2020年1月サービス開始

法人設立登記後の申請手続

- <税務署>
 - ・法人設立届出書
- <都道府県／市区町村>
 - ・法人設立設置・届出書
- <年金事務所>
 - ・健康保険／厚生年金保険
新規適用届
- <労働基準監督署>
 - ・労働保険関係成立届
- <ハローワーク>
 - ・雇用保険適用事業所設置届 他

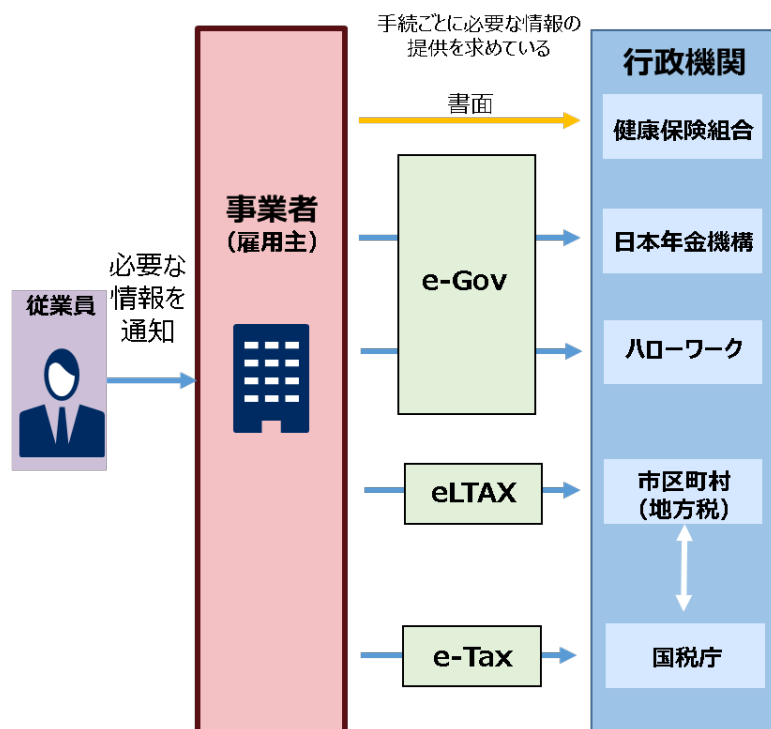
企業が行う従業員の社会保険・税手続きオンライン・ワンストップ化（フェーズ1）

- 企業が行う従業員のライフイベント（採用・退職等）に伴う社会保険・税手続きについて、マイナポータルを通じ、複数手続きをワンストップで受け付ける仕組みを構築する。

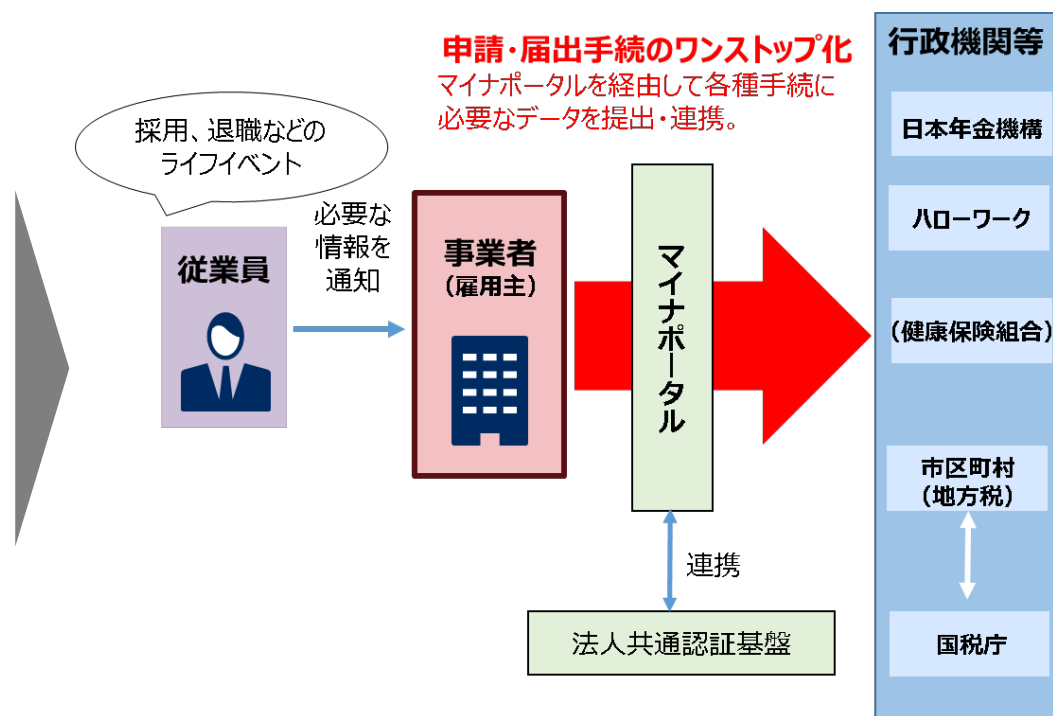
<具体的な手続の流れ>

- ①企業は、**年金事務所、医療保険者、ハローワーク、税務署、地方公共団体の税務部局**に対して提出される**申請等**について、従業員の採用、退職等のライフイベントごとに、**マイナポータルのAPIを利用して複数手続きを一括送信**。複数手続きの共通入力項目を一度の入力で実現できる整理（共通項目化）も実施。
- ②マイナポータルは、手続ごとにデータを生成し、**各行政機関等**に送信。

現状



実現イメージ



フェーズ2：企業保有情報の新しい提出方法に係るシステム構築計画

○企業が業務上保有するデータを、クラウド等において土業や取引先金融機関と共有を進めていく中、行政機関等への提出についても、当該データを活用できるようにする仕組みを構築する。

＜具体的な手続の流れ＞

①企業がクラウド等を利用した提出を行う旨の申請等を行った上で、提出期限等の必要なタイミングで提出データを記録。クラウド等は、当該記録と同時に提出がなされた旨の通知を行政機関等へ送信。

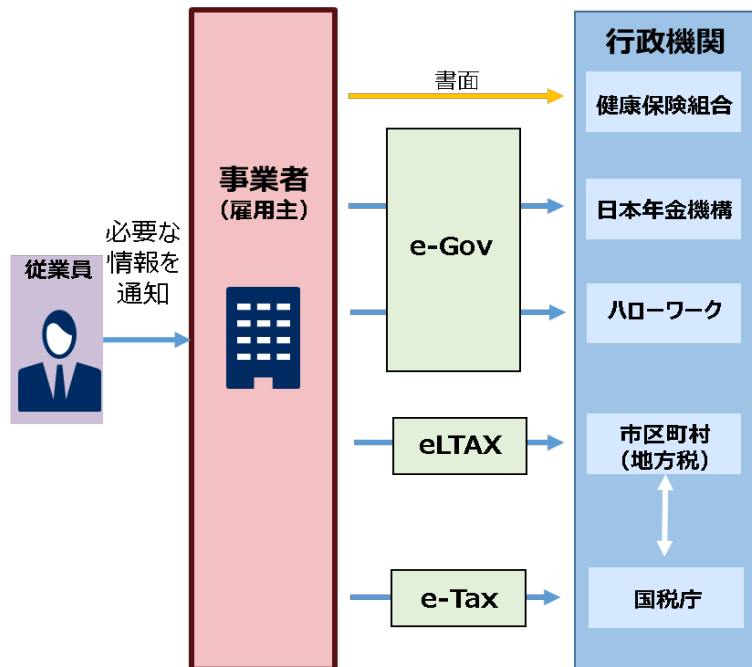
②行政機関等は必要なタイミングで当該データを参照。

○対象手続については、各種行政手続や民間企業の業務実態を見渡した上で業務改革（BPR）を行いつつ、企業に提出データの保管義務があり、国民の権利義務に直接影響のない申請等から順次開始する予定。

○また、行政機関等による処分通知等への活用も検討。

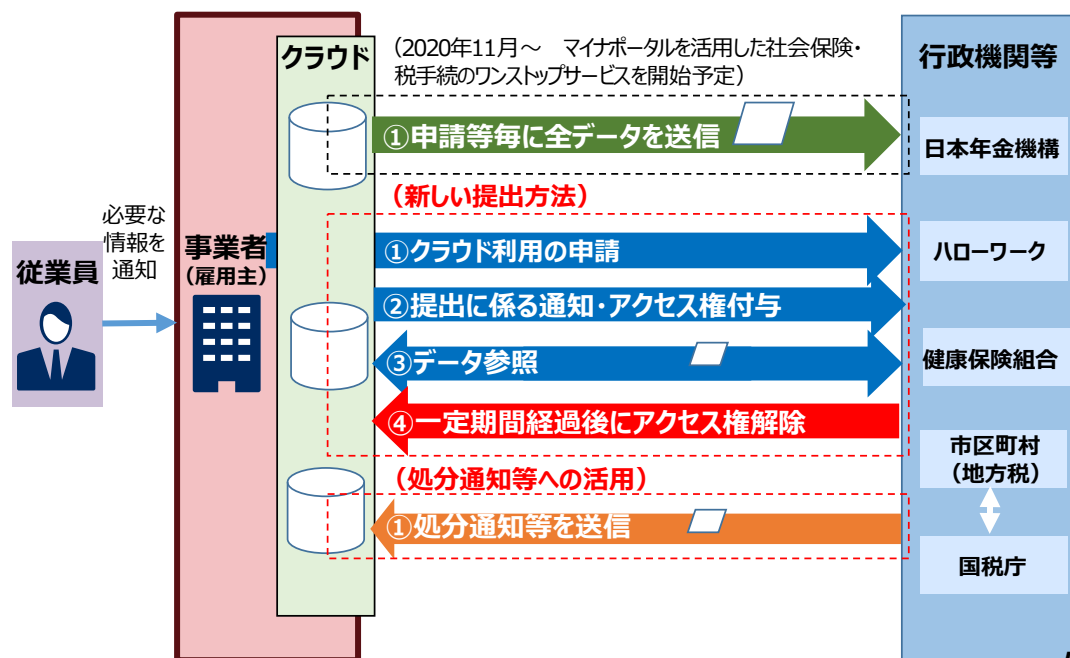
現状

手続ごとに必要な情報の提供を求めている



実現イメージ

クラウドサービスを活用して、情報の効率的な提出や通知等の受取りが可能になる



国と地方の真のデジタル化に向けて目指すべき姿（2025年）

第3回マイナンバー制度及び
国と地方のデジタル基盤抜本改善WG
(令和2年9月25日)

デジタル完結率の向上

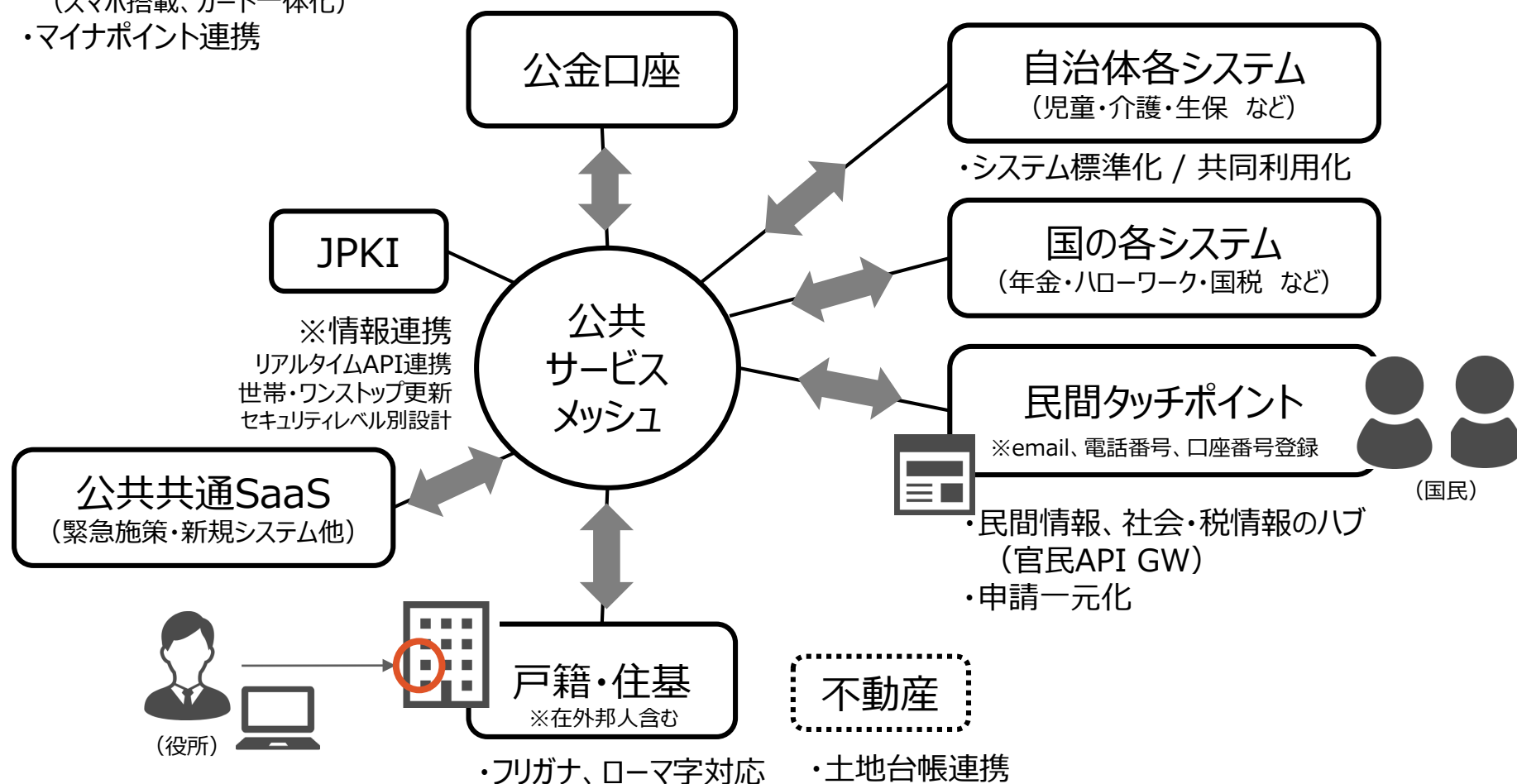
- ・カード普及策推進
(生産体制、J-LIS強化、発行場所増)
- ・カード機能向上
(スマホ搭載、カード一体化)
- ・マイナポイント連携

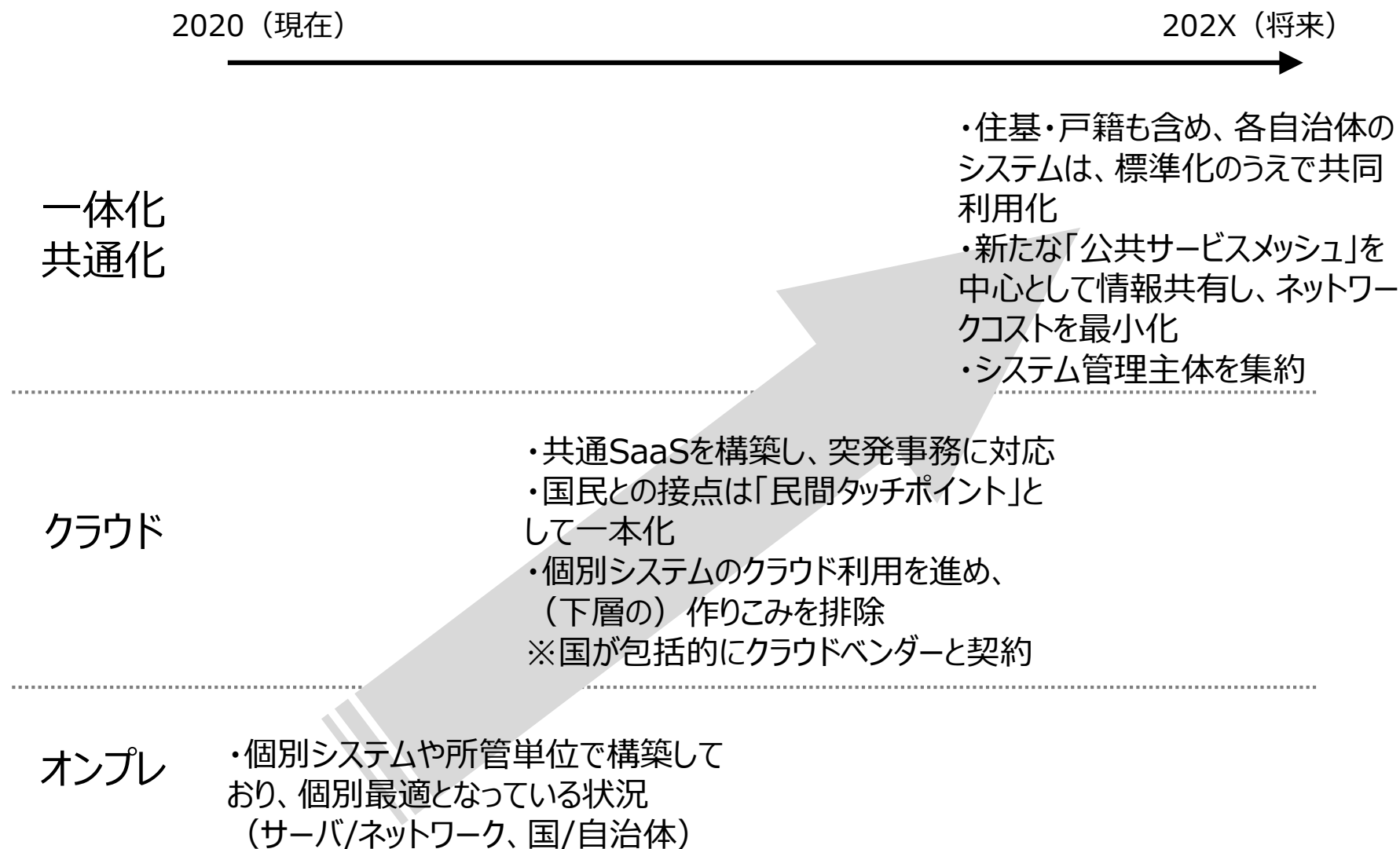
新たなデジタルセーフティ ネットの構築

全住民ひとり1つ公金出納用の口座
口座番号・携帯電話番号の台帳

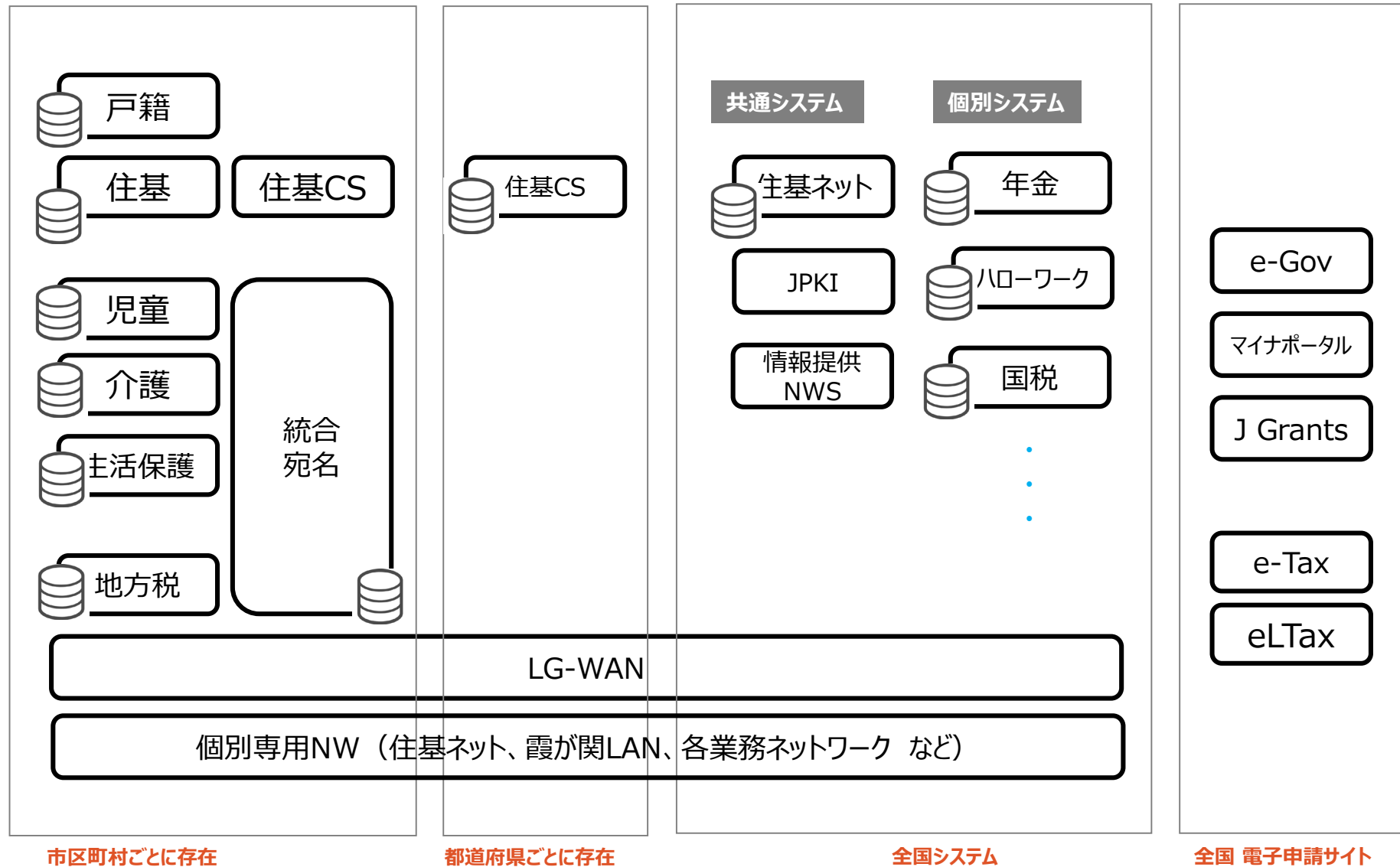
国と地方の一体推進

- ・予算調達一元化
- ・リスク管理強化
- ・人材育成
- ・先進自治体
- ・IT戦略推進体制

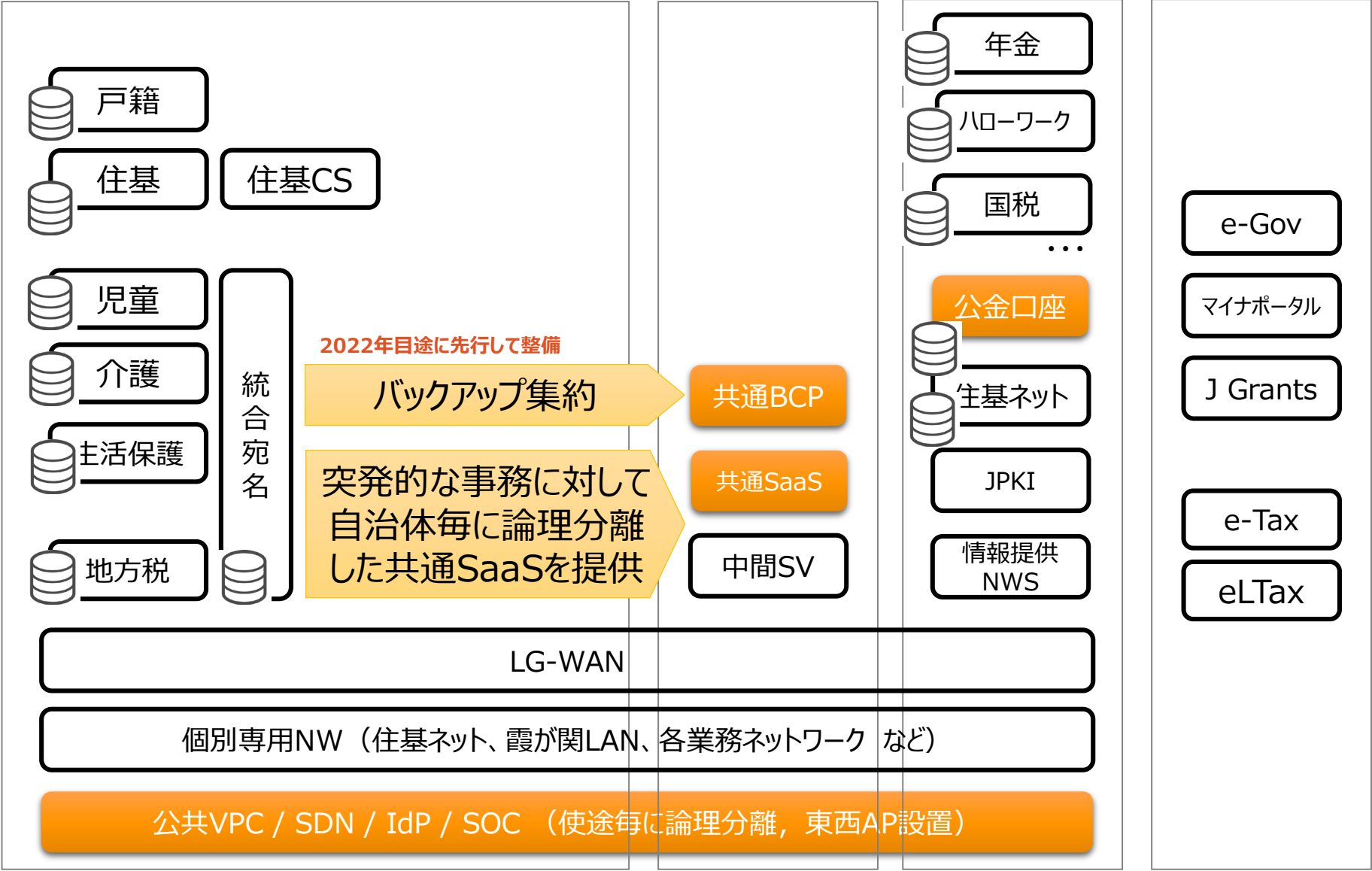




現在の姿（2020年）



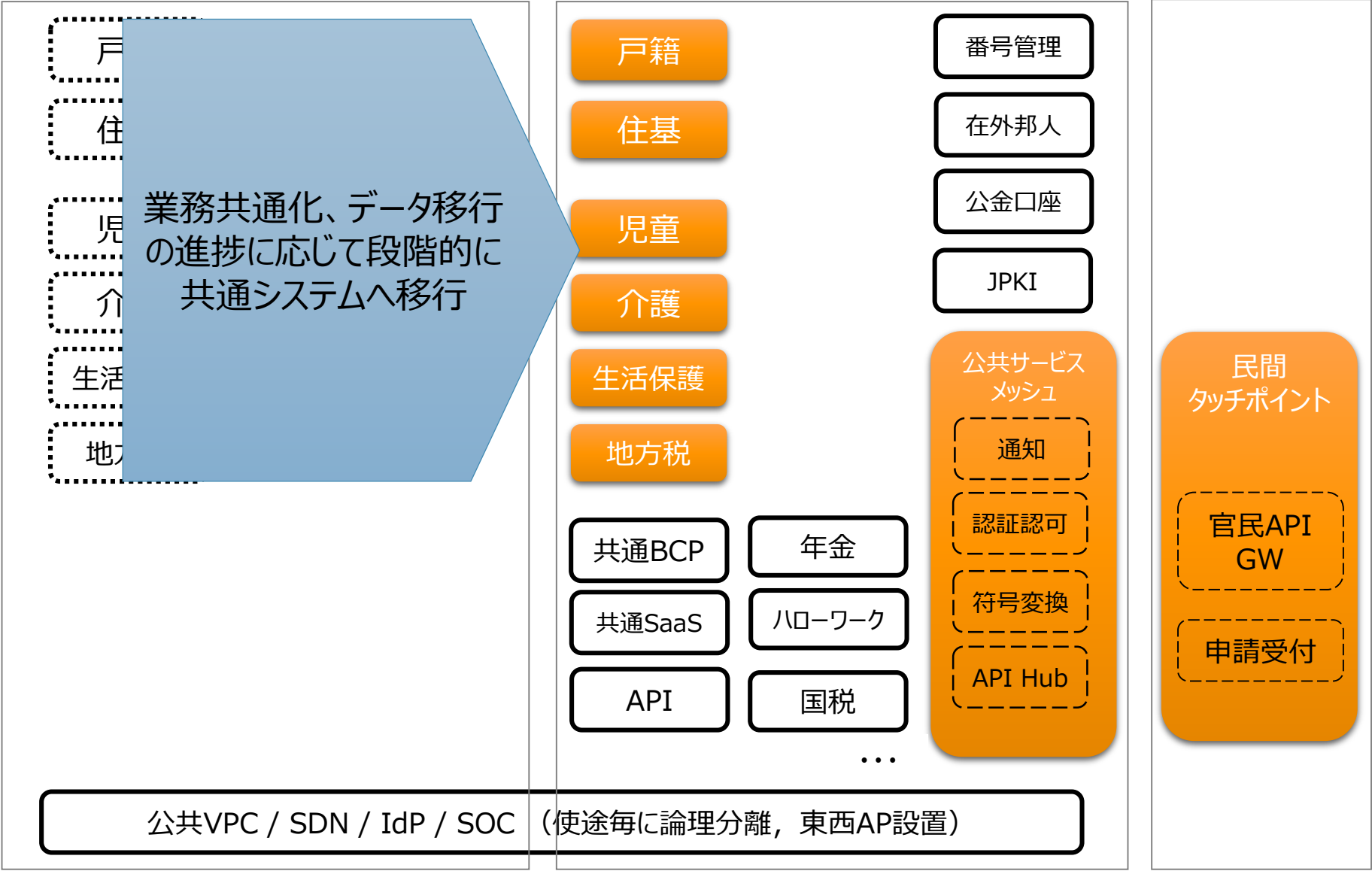
2022年 速やかに着手できる取組

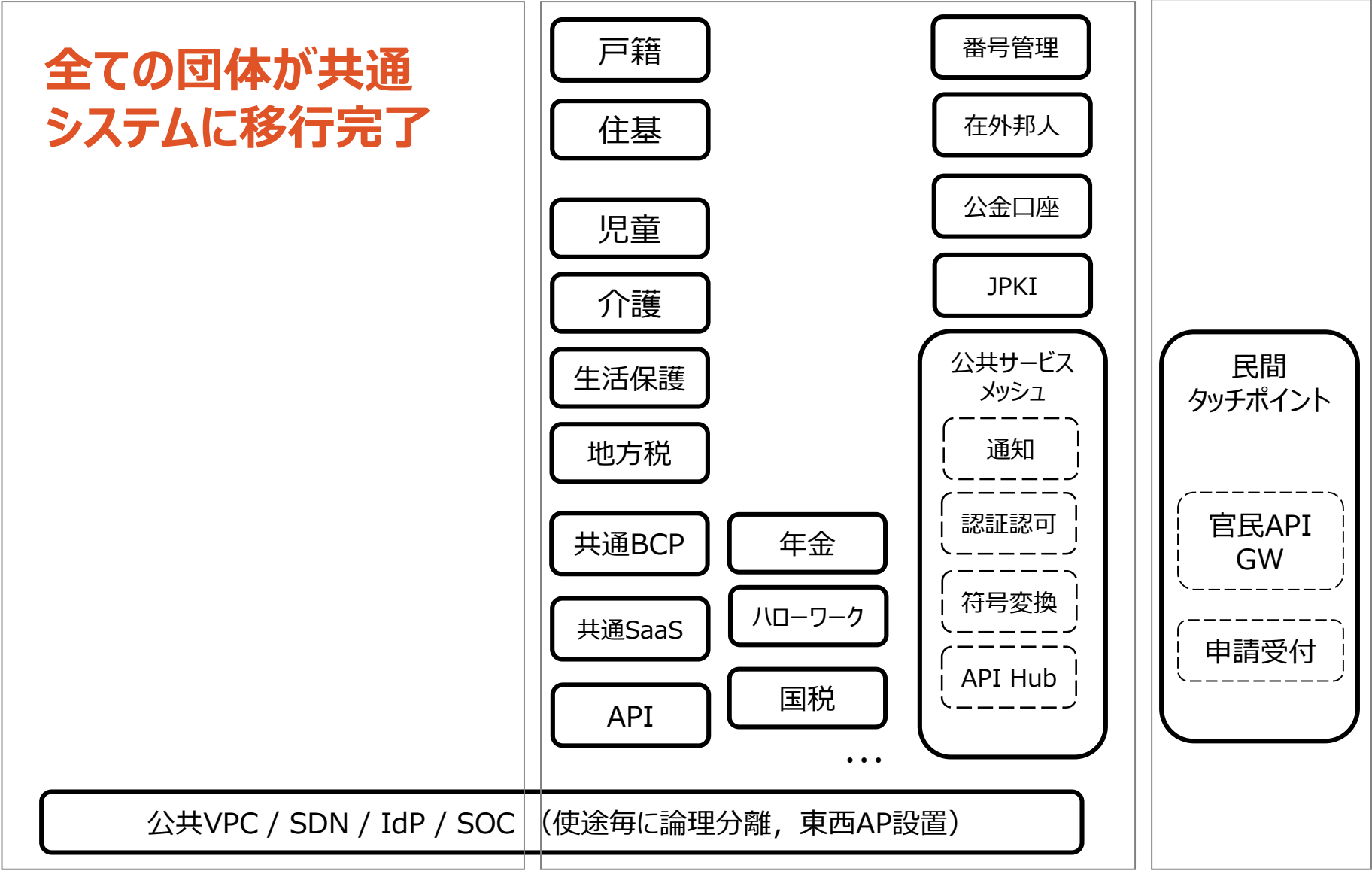


自治体毎の論理分離
東西集約クラウド集中管理

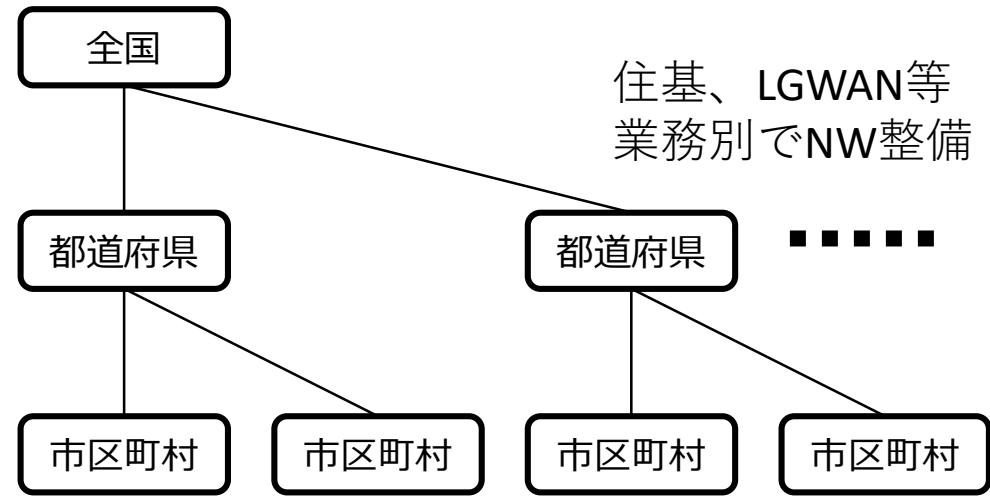
全国システム

全国 電子申請サイト



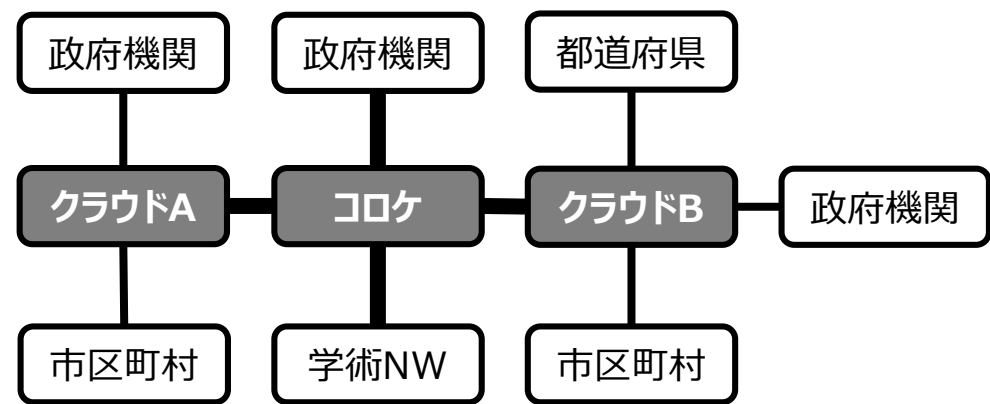


ネットワーク構造の見直し 2020年 → 2022年



業務毎に異なる物理NW
 業務数×団体数 = 万単位のNW
 都道府県・市区町村単位で整備
 都道府県単位のセキュリティ監視
 複雑なトポロジ
 高価で帯域の低い専用線
 境界防御モデル
 組織単位でのID管理
 ビデオ会議など対応困難

団体間クラウド内接続
 回線集約・論理分離
 ゼロトラスト・BYOD対応

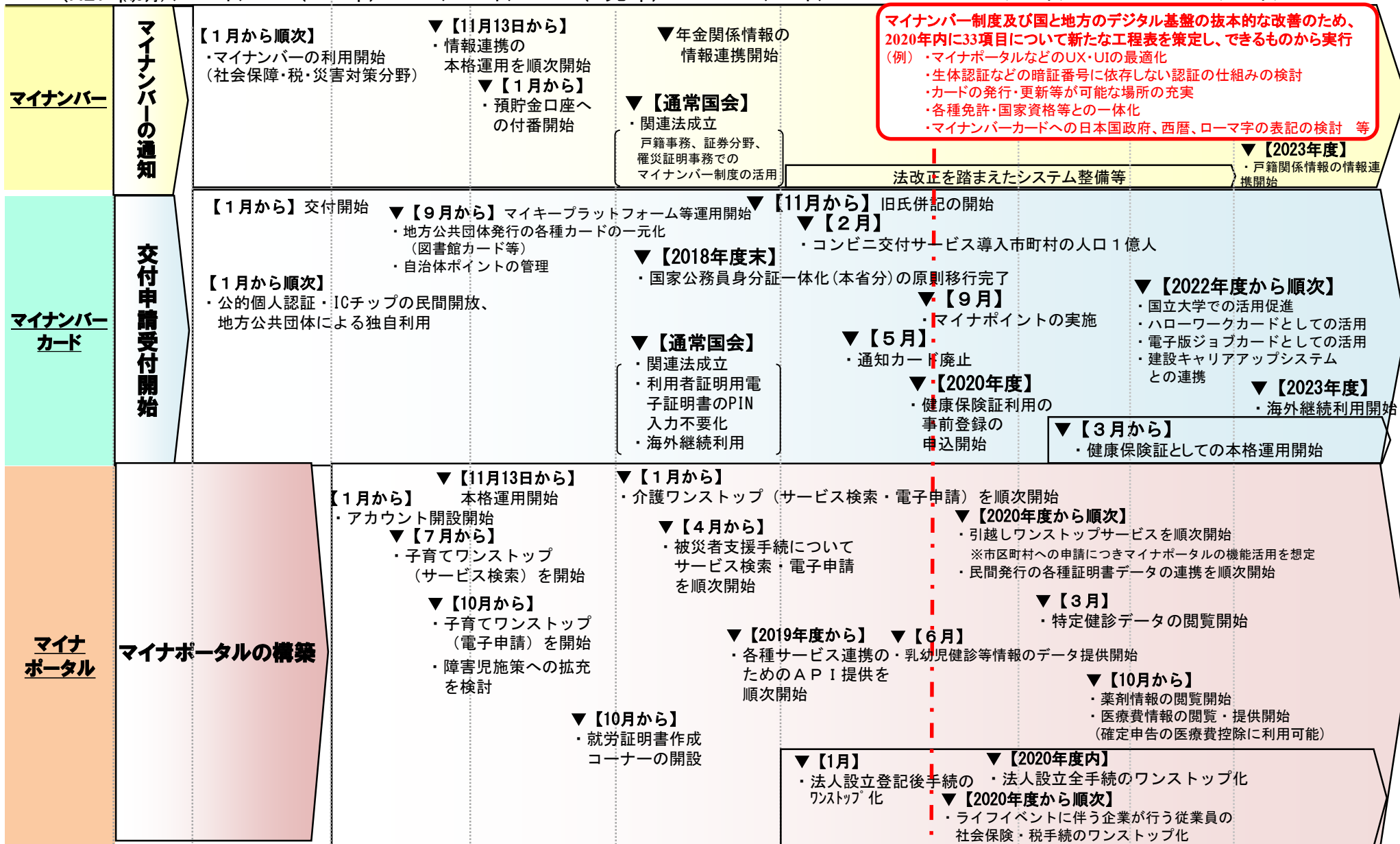


団体間クラウド内接続
 コロケを介しマルチクラウド対応
 ダーク・広域Ether・VPN等で收容
 団体を越えて共通のIDで認証認可
 都道府県サーバー等は原則撤廃
 業務単位で必要に応じて論理分離
 全国共通のセキュリティ監視
 情報系ゼロトラスト・BYOD対応

マイナンバー制度導入後のロードマップ(案)

R 2.10月現在

2015年 (H27年10月) 2016年 (H28年) 2017年 (H29年) 2018年 (H30年) 2019年 (R元年) 2020年 (R2年) 現在地 2021年 (R3年) 2022年 (R4年) 2023年 (R5年) ..



マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善のため、
2020年以内に33項目について新たな工程表を策定し、できるものから実行
(例) ・マイナポータルなどのUX・UIの最適化
・生体認証などの暗証番号に依存しない認証の仕組みの検討
・カードの発行・更新等が可能な場所の充実
・各種免許・国家資格等との一体化
・マイナンバーカードへの日本国政府、西暦、ローマ字の表記の検討 等

法改正を踏まえたシステム整備等

▼【2023年度】
・戸籍関係情報の情報連携開始

問合せ先

内閣官房 番号制度推進室

情報通信技術(IT)総合戦略室

(併)内閣府 大臣官房番号制度担当室

(併)総務省 自治行政局 特別定額給付金室

内閣参事官 笹野 健(TAKESHI SASANO)

E-mail: takeshi.sasano.h3j@cas.go.jp